

“だれもが輝く男女共同参画のまち・可児”をめざして

# 可児市 男女共同参画プラン 2018

後期計画

計画期間 平成26年度～平成30年度  
(2014) (2018)

平成26年3月

可児市

## はじめに

「男女が性別にかかわらず、個性と能力を發揮できる男女共同参画社会」を実現するためには、性別による固定的な役割分担意識の見直しや誰もがあらゆる分野の活動に平等に参画する機会が確保される必要があり、市民一人ひとりの意識や取り組みがとても重要になります。

本市では、平成 13（2001）年に「可児市男女共同参画プラン 2010」を策定、平成 19（2007）年に、取り組みを一層活性化させるため、「可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例」を制定しました。平成 21（2009）年には、計画期間 10 年の「可児市男女共同参画プラン 2018」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策に取り組んでまいりました。

このたび「可児市男女共同参画プラン 2018」の策定から 5 年が経過し、これまでの取り組みから見えてくる現状と課題や意識調査結果、可児市男女共同参画推進審議会等からの意見や要望を踏まえて、後期計画を策定いたしました。

今後も、市民・地域・事業者の皆様と連携しながら、家庭、学校、地域、職場等あらゆる場面で、“だれもが輝く男女共同参画のまち・可児”をめざして取り組みを進めてまいります。

最後に、「可児市男女共同参画プラン 2018 後期計画」の策定にあたり、ご尽力いただきました「可児市男女共同参画推進審議会」委員の皆様をはじめ関係各位、意識調査やパブリックコメントなどで参画いただきました市民の皆さんに心から感謝申し上げます。

平成 26 年 3 月

可児市長 **富田 成輝**





# 目次

第1章 プランの策定にあたって	1
1 策定の背景と趣旨	1
2 プランの位置づけ	2
3 プランの期間	3
4 プランの策定体制	3
第2章 プランのめざすもの	5
1 プランの基本理念	5
2 プランの体系図	6
3 プランの目標指標及び目標数値	8
第3章 プランの内容	13
基本目標1 人権の尊重と男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	13
基本課題(1) すべての人の人権尊重と男女共同参画意識の啓発	17
基本課題(2) 幼児期から生涯にわたる男女共同参画の理解の促進	21
基本目標2 政策や方針決定の場での男女共同参画	23
基本課題(1) 政策や方針決定の場への女性の参画の促進	25
基本課題(2) 女性のエンパワーメント <sup>※</sup> の支援	27
基本目標3 男女が働きやすい環境の整備	28
基本課題(1) ワーク・ライフ・バランス <sup>※</sup> の支援	31
基本課題(2) 就業の場での男女共同参画の推進	33
基本目標4 家庭と地域生活における男女共同参画の実践	35
基本課題(1) 男女がともに家事、育児、介護できる環境づくり	37
基本課題(2) 地域社会での男女共同参画の推進	39
基本目標5 男女が心身ともに健康で自立した生涯を送る支援	41
基本課題(1) 男女が高齢期を安心して暮らせる環境づくり	44
基本課題(2) 女性の生涯を通じての心と身体の健康づくり	45

※の言葉については57ページから61ページの用語解説をご覧ください。

基本目標6 男女間の暴力の防止と被害者の支援（DV対策基本計画）	47
基本課題（1）DV※を許さない・見逃さない地域社会づくり	50
基本課題（2）安心して相談できる体制の整備	51
基本課題（3）被害者の保護・自立に向けての支援の充実	52
基本課題（4）関係機関との連携	53
<b>第4章 総合的な推進体制の整備</b>	<b>55</b>
1 プランを推進する体制	55
2 プランの進捗状況の点検、評価、公開	56
3 市民、事業者、市民団体等との協働による推進	56
<b>資料編</b>	<b>57</b>
1 用語解説	57
2 可児市男女共同参画に関するデータ（抜粋）	62
3 男女共同参画社会基本法	78
4 可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例	82
5 可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例施行規則	85
6 可児市男女共同参画推進審議会 名簿	86
7 策定の経過	87
8 男女共同参画に関する国内外の動き（年表）	88

# 第 1 章

## プランの策定にあたって

### 1 策定の背景と趣旨

「男女共同参画社会基本法」が施行され、まもなく 15 年が経過しようとしています。この間、国では同法に基づき「男女共同参画基本計画」、「第2次男女共同参画基本計画」が策定され、様々な取組が展開されてきました。しかし、男女共同参画社会が必ずしも十分に進んでいない現状に加え、人口減少社会の到来、経済の低迷と閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困や格差の拡大、国際化の進展など変化し続ける社会情勢を受け、さらに充実した取組につなげていくため、平成 22 (2010) 年に「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。「第3次男女共同参画基本計画」では、あらたに、「男性、子どもにとっての男女共同参画」、「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」等の分野が新設されています。

岐阜県では、平成 15 (2003) 年に『岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例』を制定、平成 16 (2004) 年には「岐阜県男女共同参画計画」が策定されました。その後、さらに変化し続ける社会情勢を踏まえて男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するため、平成 21 (2009) 年には「岐阜県男女共同参画計画 (第2次)」が策定され、男女共同参画に関する様々な取組が進められております。

なお、平成 26 (2014) 年には「岐阜県男女共同参画計画 (第3次)」が策定される予定です。

可児市では、平成 13 (2001) 年に「可児市男女共同参画プラン 2010」を策定、男女共同参画社会の実現に向けた取組を強化するとともに、すべての市民が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる「だれもが輝く男女共同参画のまち・可児」をつくることをめざして、平成 19 (2007) 年に『可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例』を制定しました。その後、より一層男女共同参画社会づくりに向けた取組を着実に推進していくため、平成 21 (2009) 年に市の条例に基づき「可児市男女共同参画プラン 2018」を策定しました。

本プランは、「可児市男女共同参画プラン 2018」の後期計画として策定するものです。前期の取組を踏まえながら、少子高齢化の進行や共働き家庭の増加による多様な子育てニーズ・要望への対応、ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) \*の推進強化、複合的な困難を抱える男女への支援などの本市を取り巻く社会情勢や新たな課題に対応しながら、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進することを策定の趣旨としています。

## 2 プランの位置づけ

本プランは、『男女共同参画社会基本法』第 14 条及び『可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例』第 4 条に基づき策定するものであり、「可児市男女共同参画プラン 2018」を見直し、後期計画として策定したプランです。

また、社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進していくための総合的な計画として、可児市が実施すべき施策の基本的な方向や内容を明らかにしたものです。

今回の見直しでは、平成 25（2013）年度に実施した男女共同参画に関する意識調査結果や前期計画の進捗状況、社会情勢等を踏まえ、施策体系や内容を精査しました。

<前期計画からの主な変更点>

- ・ 基本目標 5 の設定：健康づくりと高齢期の生活に関する内容を新たに健康で自立した生涯に関する内容で定義した基本目標 5 として設定
- ・ 基本目標 6 の設定：DV\*に関する内容をよりきめ細やかに強化していくために基本目標 6 として設定

### DV対策基本計画について

国では、平成 13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV防止法」と言う）が制定され、その後、平成 19（2007）年の改正により、第 2 条の 3 第 3 項に「市町村基本計画（DV基本計画）」の策定が努力義務として定められました。平成 20（2008）年 1 月には、国から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」において男女共同参画計画など内容が重複するものを見直しを行い、「市町村基本計画（DV基本計画）」とすることができるという考えが示されています。

県では平成 21（2009）年 3 月に「DV 防止基本計画（第 2 次）」を策定し、この中で各市町村での DV 基本計画策定の促進を掲げています。

本市においては、これまでの男女共同参画プランの中で DV\*に関する各種施策は実施してきましたが、国・県の動向をふまえ、このプランでは「基本目標 6 男女間の暴力の防止と被害者の支援（DV対策基本計画）」を DV 防止法に定める「市町村基本計画（DV基本計画）」である「可児市 DV 対策基本計画」として位置づけます。

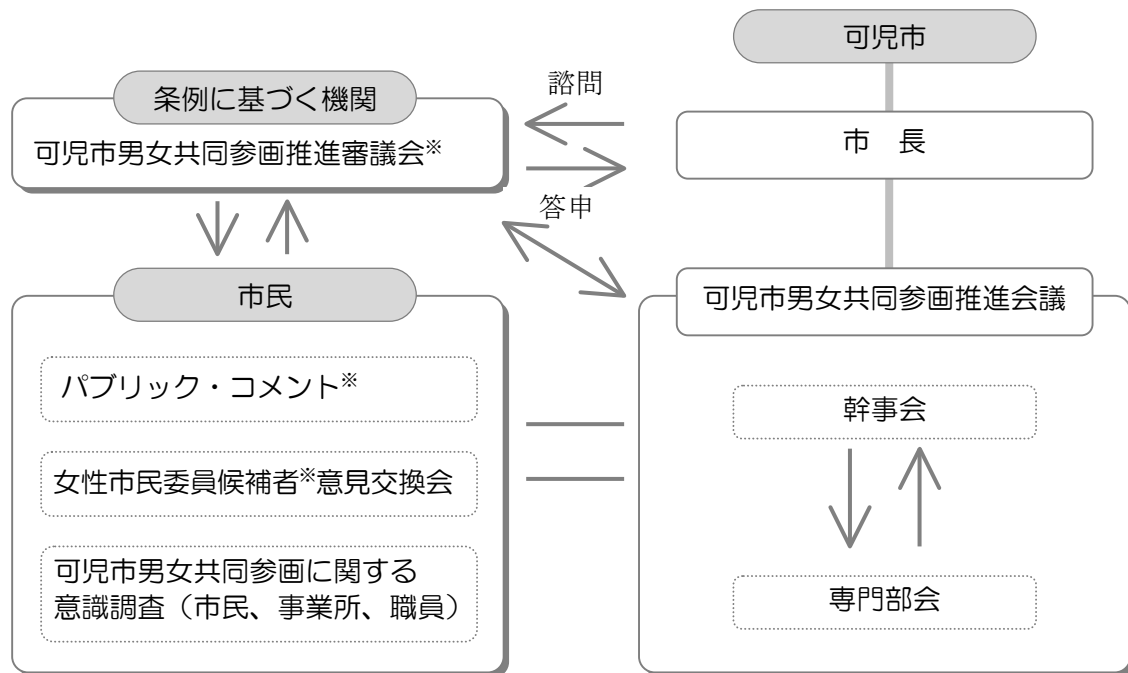
### 3 プランの期間

本プランの期間は、「可児市男女共同参画プラン 2018」の計画期間、平成 21（2009）年度から平成 30（2018）年度のうち、後期計画として平成 26（2014）年度から平成 30（2018）年度の5か年とします。

国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応していくほか、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて内容の見直しを行います。

### 4 プランの策定体制

策定にあたっては、庁内で男女共同参画を推進していくために組織している「可児市男女共同参画推進会議」と、『可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例』第 23 条に基づき設置した「可児市男女共同参画推進審議会\*」において審議を重ねるとともに、「可児市男女共同参画に関する意識調査（市民、事業所、職員）」を実施、また、女性市民委員候補者\*意見交換会の開催やパブリック・コメント\*の実施などを通じ、広く市民の意見の聴取と反映に努めました。







## 第2章

# プランのめざすもの

### 1 プランの基本理念

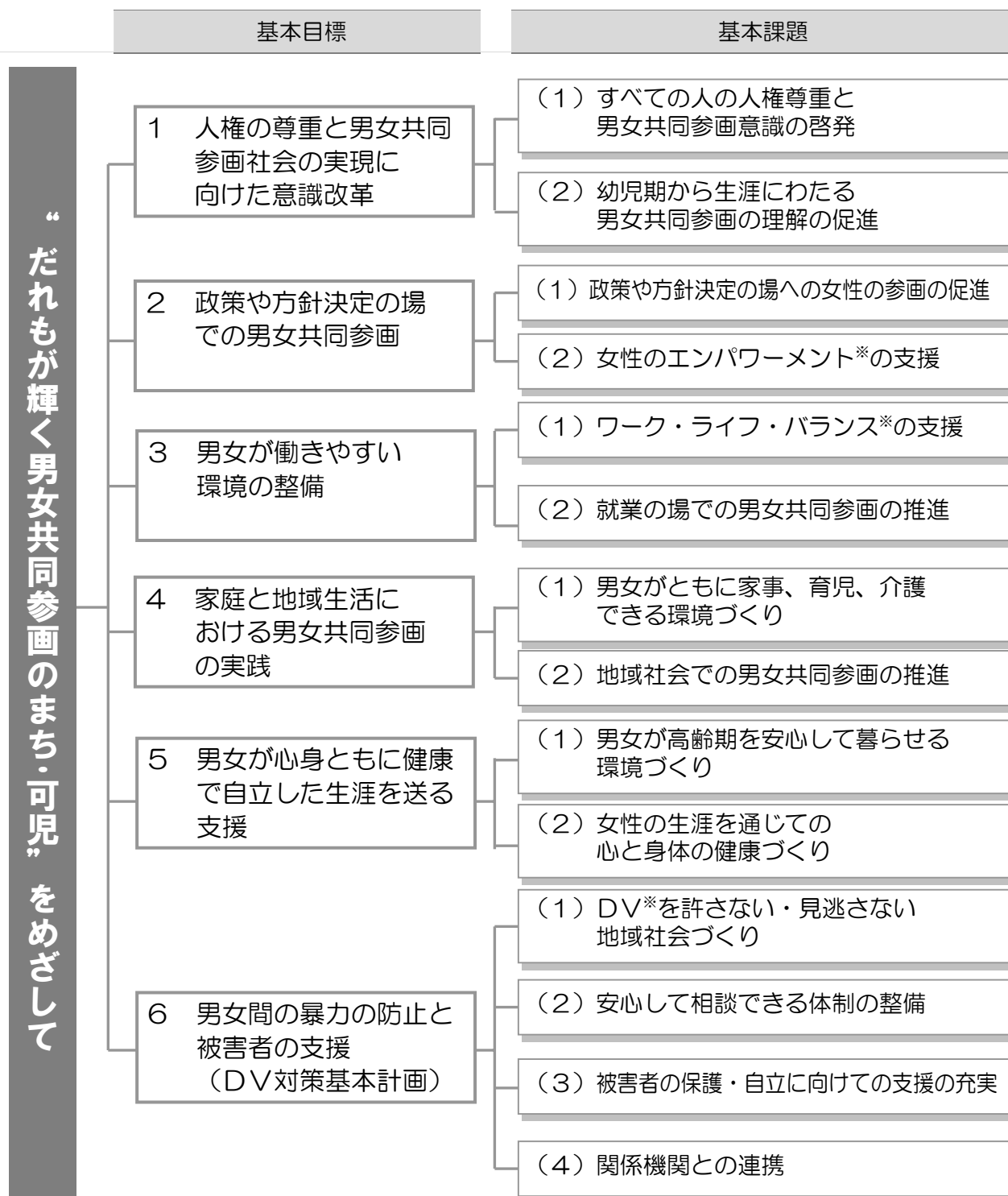
本プランは、「可児市男女共同参画プラン 2018」の後期計画であることから、その基本理念を踏襲し、すべての市民が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる「だれもが輝く男女共同参画のまち・可児」の実現をめざします。

なお、可児市並びに市民、市民が関わる各種団体、事業者及び教育関係者は、『可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例』第3条に示した8つの基本理念に基づいて、男女共同参画を推進していきます。

#### 『可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例』に掲げる基本理念

- (1) 男女は、個人として尊重され、直接的、間接的を問わず性別による差別的取扱いを受けることなく、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場において、その個性及び能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女は、性別による固定的な役割分担等に基づく社会の制度又は慣行により、社会活動に制限を受けることなく、多様な生き方が自由に選択できるよう配慮されること。
- (3) 男女は、社会の対等な構成員として、市の政策及び家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場における意思決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女は、相互の協力及び社会の支援のもと、子育て、介護その他の家庭生活における活動及び職業生活その他の社会における活動に対等に参画できること。
- (5) 家庭、学校及び社会のあらゆる教育の場において、個人の尊厳及び男女平等を基本とした教育が行われること。
- (6) ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等の暴力は、犯罪及び人権侵害であるとの認識のもと、その根絶を目指すこと。
- (7) 男女の性別にとどまらず、性同一性障がい有する者その他のあらゆる者の人権について配慮されること。
- (8) 国際的な取組及び市内に居住する外国人への理解のもとに、男女共同参画の施策が行われること。

## 2 プランの体系図



“だれもが輝く男女共同参画のまち・可児”をめざして

## 施策の方針

①人権尊重の意識高揚とメディアにおける人権の尊重 ②男女共同参画について理解する環境整備  
③セクシュアル・ハラスメント\*等の防止と被害者への支援 ④多文化共生社会に対応した支援

①男女平等の視点に立った教育の推進と環境整備 ②多様な生涯学習の機会の提供

①市政運営における女性登用の促進 ②事業者、市民団体等における女性の参画促進

①女性の人材育成 ②エンパワーメント\*のための情報提供

①ワーク・ライフ・バランス\*についての啓発 ②ワーク・ライフ・バランス\*を推進するための情報提供

①企業・事業者に対する意識啓発 ②多様な就業形態への男女共同参画の取組  
③企業・事業者における男女共同参画を後押しするしくみづくり

①男女がともに家庭生活を担う意識づくり ②子育て・介護支援体制の充実

①地域における男女共同参画の意識づくり ②地域における男女共同参画に向けた支援

①自立して生活できる環境づくり ②介護サービスの充実

①心と身体の健康づくりに関する意識啓発と教育 ②心と身体の健康づくりに関する支援

①市民等への啓発・教育の推進 ②デートDV\*防止に向けた教育の推進

①相談体制の充実・相談窓口の周知 ②相談員の資質の向上と二次的被害\*の防止

①迅速・円滑な一時保護の実施と被害者情報の適正管理 ②被害者の自立支援

①関係機関との連携

### 3 プランの目標指標及び目標数値

基本目標	基本課題	目標指標	基準値 (H19)	中間目標値 (H25)	直近値 (H25)	最終目標 (H30)
	全体	「男は仕事、女は家庭がよい」と考える市民の割合	14.6%	—	13.9%	10.0%
	全体	社会全体で男女が平等であると感じる市民の割合	19.9% (H18)	25.0% (H23)	30.2% (H23)	35.0%
1	(1)	セクシュアル・ハラスメント※について「被害の経験がある」女性の割合	17.2%	—	14.1%	減少
		『可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例』について「内容を知っている」市民の割合	3.7%	—	2.5%	増加
		男女共同参画に関する講座・講演会の延べ参加者数	延べ 304人	増加	599人 (H24)	増加
	(2)	学校教育の場で男女が平等であると感じる市民の割合	46.6%	—	54.2%	60.0%
		図書館における男女共同参画に関する蔵書の貸出数	1,475冊	増加	1,630冊 (H24)	増加
2	(1)	審議会等における女性委員の割合	27.9%	30.0%	30.7% (H24)	35.0%
		女性委員のいない審議会等の割合	31.2%	20.0%	23.2% (H24)	15.0%
		市の管理職（課長職以上）における女性の割合	0.0%	5.0%	4.4% (H24)	10.0%
		市の役職（係長職以上）における女性の割合（新）	—	—	7.3% (H24)	10.0%
		女性のみを対象に取り扱う措置（ポジティブ・アクション※）について何らかの支援をしている事業所の割合（新）	—	—	22.9%	30.0%
	(2)	女性市民委員候補者登録制度※の登録人数（新）	—	—	35人	増加
3	(1)	岐阜県子育て支援企業登録制度に登録している市内の企業数	7 (H20.6)	10	48 (H24)	増加
		ワーク・ライフ・バランス※について何らかの支援をしている事業所の割合（新）	—	—	29.9%	40.0%
	(2)	職場において男女が平等であると感じる市民の割合	15.1%	—	16.6%	30.0%
		子育て世代における女性の労働力率 ★30～34歳の女性の労働力人口（＝就業者+失業者）／30～34歳の女性の人口	61.6% (H17)	65.0% (H22)	63.1% (H22)	70.0% (H27)
		男女雇用機会均等法について「内容を知っている」事業所の割合（新）	—	—	50.5%	60.0%

目標設定の考え方
H19 の調査結果より改善しており、継続して最終目標の達成をめざす。
市民意識調査から評価を行う。H18 の調査結果より改善しており、継続して最終目標の達成をめざす。
セクハラ防止のための意識啓発や防止対策が整備され機能することで、被害経験者を減少させる。
プラン策定時の最終目標は「30.0%」としていたが、現状を踏まえて、目標を「増加」に修正し、より多くの市民へ周知を図る。
男女共同参画への意識啓発が進み関心を高めることで、参加者を増加させる。
H19 の調査結果より改善しており、継続して最終目標の達成をめざす。
男女共同参画の意識啓発が進み関心を高めることで、貸出数が増加する。
H25 の実績は、中間目標値の 30%を達成しており、最終目標は第 3 次総合計画後期基本計画に掲げる 35%をめざす。
H25 の実績は、中間目標値の 20%に達しなかったが、数値は改善されているため、継続して最終目標の達成をめざす。
H25 の実績は、中間目標値の 5%に達しなかったが、数値は改善されているため、継続して最終目標の達成をめざす。
課長職以上の女性の割合を増加させることに寄与する指標として新たに設定する。課長職の女性割合の同等数値をめざす。
国の調査では、30%を超えており、現状の 22%から 30%をめざす。
女性市民委員候補者登録制度 <sup>*</sup> の基盤づくりが進んだため、定着させる指標として新たに設定する。
H24 の実績は、最終目標の 14 を達成しており、最終目標を「増加」に修正し、継続して取り組む。
意識啓発が進み正しい情報が伝わることで、ワーク・ライフ・バランスの取組へつなげるために目標指標として設定し、現状から 40%の達成をめざす。
H19 の調査結果より改善しており、継続して最終目標の達成をめざす。
H17 国勢調査結果より改善しており、継続して最終目標の達成をめざす。
「内容を知っている」割合を現状の 50%から増加し、60%をめざす。

基本目標	基本課題	目標指標	基準値 (H19)	中間目標値 (H25)	直近値 (H25)	最終目標 (H30)
4	(1)	家庭生活の場が男女平等であると感じる市民の割合	25.7%	—	30.9%	35.0%
		保健センター、地域子育て支援センター※、児童センター※、地域包括支援センター※、障がい者生活支援センター※における相談支援件数	3,557 件	増加	5,942 (H24)	増加
	(2)	地域活動に参加している市民の割合	28.3%	—	29.1%	40.0%
		地域活動の場が男女平等であると感じる市民の割合	34.7%	—	41.5%	50.0%
5	(1)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※ (性と生殖に関する健康/権利)について「言葉も内容も知っている」市民の割合	3.4%	—	2.9%	増加
	(2)	市の乳がん、子宮頸がんの検診受診率 乳がん検診＝受診者数/40歳以上の女性の人数 子宮頸がん検診＝受診者数/20歳以上の女性の人数	10.8% 9.2%	20.0%以上 20.0%以上	18.7% 16.7% (H24)	20.0%以上 20.0%以上
6	(1)	DV※の「内容を知っている」市民の割合	62.7%	—	67.1%	80.0%
	(2)	DV※についての相談件数	110 件	増加	204 件 (H24)	増加
	(3)	何らかのDV※についての「被害の経験がある」女性の割合	22.1%	—	13.7%	減少

前期計画からの変更点

- ・「市の役職（係長職以上）における女性の割合」等新たに5項目を追加します。
- ・「男女共同参画に関する講演会の参加者数」は、意識啓発事業として講座参加者と合算して数値目標とします。
- ・「男女混合名簿を導入している公立小中学校数」は、H21 から 16 校中 16 校で実施されており、目標指標から外します。

目標設定の考え方
H19の調査結果より改善しており、継続して最終目標の達成をめざす。
相談支援体制を整備し情報提供することで、相談支援件数が増加する。
H19の意識調査結果より改善しており、継続して最終目標の達成をめざす。
H25の意識調査結果では、最終目標の40%を達成しており、「50%」に上方修正し、継続して取り組む。
プラン策定時の最終目標は「30.0%」としていたが、現状を踏まえて、目標を「増加」に修正し、より多くの市民へ周知を図る。
無料クーポンなどの効果により、検診受診者の増加傾向がうかがえる。「可児市健康増進計画」の目標指標と併せて20%以上をめざす。
H19の調査結果では、「内容は知らないが、聞いたことはある」を含めると80%を超えるため。
相談できていない人がいる現状から、相談できるよう体制を整備し情報提供することで相談につなげる。
DV防止のための意識啓発が進み防止対策が整備され機能することで、被害経験者を減少させる。



## 【参考指標】

参考指標	直近値 (H25)	指標管理の考え方
多文化共生センター「フレピア」※での相談件数	1,250 件 (H24)	外国人の人口は減少しつつあるものの、情報提供や支援体制を継続し、相談件数について継続して把握する。
自治会長に女性が占める割合（新）	1.5%	地域活動の場における男女共同参画の現状を把握する。
市職員の育児休業取得者数（新）	女性 9 人 男性 1 人 (H24)	市内事業所のロールモデルとなるよう把握する。
市職員の介護休暇取得者数（新）	女性 1 人 男性 1 人 (H24)	市内事業所のロールモデルとなるよう把握する。
要援護者件数（新）	2,541 (H24)	民生委員児童委員の見守り活動での援護が必要な方の人数について把握する。

# 第 3 章

## プランの内容

### 基本目標 1 人権の尊重と男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

#### 現状と課題

- ・ 可児市では、すべての市民が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会をめざして平成 19 年に『可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例』を制定し、広報紙やケーブルテレビ等により、市民への周知に努めてきました。しかし、市民意識調査結果によると、条例の内容まで知っている市民は少ない状況です(参考 - 図 1<sup>注)</sup>)。条例では、男女の個人としての尊重や男女があらゆる社会における活動に同等に参画できること、暴力の根絶などを謳っており、こうした内容についてわかりやすく解説し、理解を促進することが必要です。
- ・ 男女共同参画社会の実現の基本となるべきものは人権の尊重です。だれもが生まれながらにして持っている人間としての権利は、いかなる場合でも尊重されなければなりません。そして社会問題でもあるセクシュアル・ハラスメント(セクハラ)<sup>\*</sup>やストーカー犯罪は、重篤な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を阻害する重要な課題です。市民意識調査結果によると、セクハラ被害は少なからず存在しており(参考 - 図 2)、被害者の 1 割は相談したくても相談していない実態(参考 - 図 3)があります。このため、今後も各関係機関と連携し、セクハラ防止対策を推進するとともに、被害者が相談しやすい体制づくりが必要です。

注) 参考-図については、資料編 62 ページから 77 ページに関連データを図で表記しているため、参照してください。

- ・近年、多様なメディアを通じた人権侵害が問題となっている中、本市では、行政情報について、表現ガイドライン\*の作成を行い、特に女性の人権を尊重した表現の配慮を促進してきました。今後もこのガイドライン\*の活用を継続して行い、男女の固定的な概念につながる表現がないか市全体でチェックしていくことが望まれます。また、市民一人一人も人権侵害にあたる表現がないか、情報を読み解く力（メディア・リテラシー\*）を向上することが求められます。
- ・可児市がめざす男女共同参画社会は、男女がともに平等意識をもって対等な立場で参画していることが重要ですが、分野別の市民の平等意識をみると、社会の場で男性が優遇されていると感じる市民が多くいます（参考 - 図4）。また、「男は仕事、女は家庭」のような性別によって役割を決める考え方が依然みられ（参考 - 図5・6）、こうした考えが社会の慣習を見直すまでに至っていないことがうかがえます。今後についても社会制度や慣行の見直しにつながる身近で実践的な、幅広い世代にわかりやすい啓発活動を進めることが必要です。
- ・学校教育の場では、特に男女の平等意識（参考 - 図4）が高まってきており、教育現場で実施されてきた人権教育・男女平等教育等の効果がうかがえます。また、子どもの育ち方に関する周囲の大人の意識も「女の子は女らしく、男の子は男らしく育てるのがよい」という考え方が減少する傾向がみられます（参考 - 図7）。一方、経済情勢から雇用の形態が多様化するなか、安定した職に就くことができない若年層の課題も指摘されています。次世代を担う子どもたちについては、子どもの頃から人権を尊重する感性を育み、自他の人権を大切にしながら、一人ひとりが将来を見据えて自己を形成できる教育を充実することが求められます。また、性別にかかわらず、子どもの個性を伸ばし、相手を尊重する人権感覚を身に付ける教育を進め、将来の男女共同参画社会へつなげることが必要です。
- ・男女共同参画社会を実現するために、男女の性別にとどまらず、性同一性障がいを含むすべての人の人権に配慮される社会づくりを進めることが必要です。
- ・可児市においては、外国人市民が微減傾向にあります。今後においても国籍や性別にとらわれず安全・安心に暮らせるよう、外国人市民支援を行うとともに、各種多文化共生事業などを行う中で、国際社会の一員として男女共同参画の取組への理解を深めることが必要です。

## めざす姿

職場や、家庭、地域など、あらゆる場で男女の人権が尊重される社会をめざします。このため、市民一人ひとりへの人権尊重意識の啓発、各メディアにおける配慮、セクシュアル・ハラスメント<sup>\*</sup>等の人権侵害を防止する取組を進めます。

また、一人ひとりが個性を生かし、社会の様々な分野に参画することができる男女共同参画社会を実現するため、家庭や地域などでの固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、だれもが男女共同参画について正しく認識できるよう、様々な機会を通してわかりやすく広報・啓発活動を行います。

さらに、次世代を担う子どもたちについては、人権感覚を身に付ける教育から男女共同参画意識を育み、生涯にわたっては学校や家庭、地域などのあらゆる場において男女共同参画を進める教育・学習を推進します。

## 取組

## 【市民等の取組】

- ・セクシュアル・ハラスメント<sup>\*</sup>やメディアを通じた人権侵害を許さない気運をつくりましょう。
- ・「男性だから」「女性だから」といった考えで、自分の活動を制限することがないようにしましょう。また、他人に固定的な性別役割分担を押し付けることがないようにしましょう。
- ・周囲の情報をうのみにするのではなく、表現の中に、性別役割を固定化した表現や女性に対する差別的なものがないか、確認してみましょう。
- ・子どもたちには、性別ではなく個性を尊重した教育を進めましょう。
- ・男女共同参画について学習する場に積極的に参加しましょう。

## 【教育・保育関係者の取組】

- ・個性を尊重した教育・保育を行いましょ。
- ・子どもたちの自尊感情を育み、性別にかかわらず、子どもたちが将来にわたって自立できる自己の形成を支援しましょう。
- ・保育士・教職員など、子どもたちの教育に関わる人は、自身がジェンダー<sup>\*</sup>について正しく理解するようにしましょう。

**【事業者の取組】**

- ・セクシュアル・ハラスメント\*やパワー・ハラスメント\*のない職場づくりに努めましょう。

**【地域の取組】**

- ・地域に住む外国人と積極的な交流を図り、お互いの文化を理解していきましょう。



## 基本課題（1）すべての人の人権尊重と男女共同参画意識の啓発

### ①人権尊重の意識高揚とメディアにおける人権の尊重

男女共同参画社会を実現するため、一人ひとりが人権を尊重し、男女共同参画意識に基づいた行動があらゆる場面で実践できるよう、広報啓発や教育・学習機会の充実に努めます。

公共のメディアにおいて、表現ガイドライン※を活用し、女性の人権を尊重した表現を選択し、配慮していきます。また、市民のメディア・リテラシー※の向上を支援します。

女性の人権を侵害するような表現や、性別による固定的な役割分担を助長するような表現等の排除と、それを判断できる能力の向上をめざします。

No	具体的施策内容	概要	担当課
1	人権尊重意識の高揚を図るための意識啓発	人権尊重意識の高揚を図るため、人権啓発センターを核とした広報啓発と学習機会の充実に努めます。	人づくり課
2	表現ガイドライン※の作成と運用	刊行物等の作成にあたって、男女共同参画の視点から適切な表現を選択できるよう、表現ガイドライン※の周知に努めるとともに、必要に応じて内容を見直し、活用を促進します。	人づくり課
3	広報紙、掲示物等に対する事前チェック	市が発行する広報紙、パンフレット、チラシや庁内に掲示するポスター等に性差別につながる表現がないかを点検し、不適切なものについては是正していきます。	総合政策課 各課
4	公衆に表示する情報の配慮	身近な環境における不適切な性・暴力表現や、性別による固定的な役割分担を助長するような表現について、その排除に努めるとともに、有害図書等の除去に取り組みます。	人づくり課 各課
5	メディア・リテラシー※向上のための学習機会の提供	IT講習などを活用し、メディアの適切な利用や主体的な判断ができる能力を養うための機会の提供に努め、保護者を通じて、子どものメディア・リテラシー※向上を促進します。	教育文化財課

## ②男女共同参画について理解する環境整備

男女共同参画についての広報・啓発に努め、市民が理解するための機会を充実します。情報提供等については、わかりやすさに配慮し、理解を深めます。

No	具体的施策内容	概 要	担 当 課
1	男女共同参画推進週間の実施	毎年6月の男女共同参画週間に講座等を開催するとともに、関係機関との連携により様々な機会を通じて男女共同参画に関する意識啓発を図ります。	人づくり課
2	条例の普及と基本計画の周知	『可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例』の内容についてわかりやすく示し、市民の理解促進を図るとともに、可児市男女共同参画基本計画の周知に努めます。	人づくり課
3	男女共同参画関係資料の収集・提供	男女共同参画に関する国・県・他自治体等の資料や統計等を収集し、市民へ提供します。	人づくり課
4	男女共同参画に関する講座の開催	講座等を開催し、男女共同参画に関する幅広い知識の浸透を図ります。また、講座内容についても、市民のニーズを反映し充実を図ります。	人づくり課
5	多様な媒体を通じた広報・啓発活動	広報紙やホームページ、コミュニティFM放送局、ケーブルテレビ等、様々な媒体を通じて男女共同参画の重要性及び必要性について広報・啓発を行います。	人づくり課

### ③セクシュアル・ハラスメント<sup>\*</sup>等の防止と被害者への支援

セクシュアル・ハラスメント<sup>\*</sup>等対策について事業者に働きかけるとともに、安心して相談できる体制を整備し、被害者への支援の充実を図ります。

No	具体的施策内容	概要	担当課
1	セクハラ防止のための意識啓発	学校や職場、地域におけるセクシュアル・ハラスメント <sup>*</sup> 、更にはパワー・ハラスメント <sup>*</sup> の防止に向け、パンフレット等を活用した意識啓発を行い、管理者等に対する研修等を実施します。	人づくり課 産業振興課 学校教育課
2	セクシュアル・ハラスメント <sup>*</sup> に関する相談体制の整備	学校や職場、地域に対し、セクシュアル・ハラスメント <sup>*</sup> に関する適切な対応を促進するよう周知を図ります。また、必要に応じて関係機関との連携のもと、男女共同参画サロン <sup>*</sup> での相談を行います。	人づくり課

### ④多文化共生社会に対応した支援

広報やその他の情報が外国人市民にも円滑に伝わるよう、多言語による情報提供や相談の実施に努めます。外国人市民の現状を把握し、支援につなげることができるよう現状把握に努めます。

No	具体的施策内容	概要	担当課
1	外国人市民の現状把握と多言語による情報提供・相談体制の充実	広報やその他の情報が外国人市民にも円滑に伝わるよう、多言語による情報提供や相談の実施に努めます。性別に関わらず、就労や家庭生活等に関する情報提供と相談支援を行います。	地域振興課



## 【目標値】

目標指標	基準値 (H19)	中間目標値 (H25)	直近値 (H25)	最終目標 (H30)
セクシュアル・ハラスメント※について「被害の経験がある」女性の割合* 1	17.2%	—	14.1%	減少
『可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例』について「内容を知っている」市民の割合* 1	3.7%	—	2.5%	増加
男女共同参画に関する講座・講演会の延べ参加者数* 2	延べ 304人	増加	599人 (H24)	増加

\* 1 男女共同参画に関する市民意識調査

\* 2 人づくり課による集計

## 【参考指標】

参考指標	直近値 (H25)	指標管理の考え方
多文化共生センター「フレビア」※での相談件数* 3	1,250件 (H24)	外国人の人口は減少しつつあるものの、情報提供や支援体制を継続し、相談件数について継続して把握する。

\* 3 多文化共生センター「フレビア」※における集計

## 基本課題（2）幼児期から生涯にわたる男女共同参画の理解の促進

### ①男女平等の視点に立った教育の推進と環境整備

保育、学校教育の場で、性別に基づく固定的役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を促進する教育と、その環境を整備します。

No	具体的施策内容	概要	担当課
1	人権教育・男女平等教育の実施	保育・学校教育の場において、人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力、男女共同参画に関する指導の充実を図るとともに、一人ひとりの個性や能力を尊重した教育を推進します。	学校教育課 こども課
2	一人ひとりの個性を伸ばすキャリア教育※の実施	子どもたちの自尊感情を育み、性別にとらわれず多様な選択ができるよう、一人ひとりの個性を大切にされたキャリア教育※を実施します。	学校教育課
3	年齢に応じた性教育の実施	学校において、人権尊重・男女平等の視点に基づき、児童生徒の発達段階に合わせた性教育を年間指導計画に位置づけ、推進します。	学校教育課
4	学校教育を通じたメディア・リテラシー※の育成	学校教育の場において、インターネットをはじめとする様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を人権尊重や男女共同参画の視点から考え、理解できるよう、情報化の進展に対応したメディア・リテラシー※の向上を図ります。	学校教育課
5	男女平等教育の視点に立った玩具、教材等の点検	学校や保育所・幼稚園で使用する教材や絵本等の図書・備品等について男女共同参画の視点から点検を行い、選定に配慮します。	学校教育課 こども課
6	保育・教育に関する保護者への情報提供	家庭から男女共同参画の意識づくりを進めるため、保護者に対して家庭教育に関する学習機会や情報提供の際に男女共同参画の周知を行います。	学校教育課 教育文化財課 こども課
7	保育士・教職員に対する啓発・研修の充実	男女共同参画を推進する教育の充実に向け、教職員や保育士への研修を行います。	学校教育課 こども課

## ②多様な生涯学習の機会の提供

市民が自主的に男女共同参画について学習する機会を提供します。

No	具体的施策内容	概要	担当課
1	男女共同参画に関する出前講座の実施	身近な地域で男女共同参画の視点にたった学習の場を提供するため、出前講座を実施します。	生涯学習文化室 人づくり課
2	男女共同参画に関する図書の実施	男女共同参画に関する図書・映像資料等を収集し、市内の図書館において閲覧・貸出しを行います。また、学校との連携や展示、団体貸し出しなどを通じ、より一層の意識啓発に努めます。	図書館
3	各種団体・グループ活動への支援	男女共同参画に関して活動する各種団体・グループに対し、情報提供等の活動支援を行うとともに、グループ等のつながりづくり・ネットワーク化を推進します。	人づくり課
4	託児サービスの提供	育児期の主体的な学習を支援するため、家庭教育学級、乳幼児学級の活動に対し、託児サービスの提供を行い、子育てサポーターの養成も行います。	教育文化財課

### 【目標値】

目標指標	基準値 (H19)	中間目標値 (H25)	直近値 (H25)	最終目標 (H30)
学校教育の場で男女が平等であると感じる市民の割合* 4	46.6%	—	54.2%	60.0%
図書館における男女共同参画に関する蔵書の貸出数* 5	1,475 冊	増加	1,630 冊 (H24)	増加

\* 4 男女共同参画に関する市民意識調査

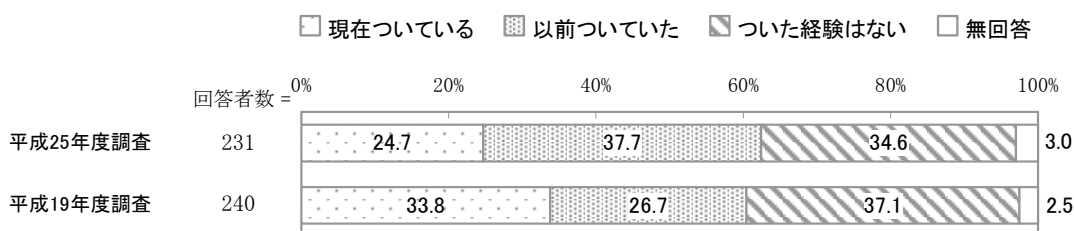
\* 5 市立図書館における集計

## 基本目標 2 政策や方針決定の場での男女共同参画

### 現状と課題

- ・ 可児市では、市の審議会等における女性委員比率を 35%にすることを目標に、女性市民委員候補者登録制度<sup>\*</sup>を設ける等男女共同参画の基盤づくりを推進してきました。この結果、平成 24 年度には可児市の女性委員比率は 30.7%となり（参考 - 図 8）、中間目標の 30%は達成されました。一方で、女性委員のいない審議会等の割合は、平成 22 年以降減少していますが（参考 - 図 9）、中間目標の 20%は達成できておらず、市の管理職の女性の割合（参考 - 図 10）も微増にとどまっています。また、市議会議員についても議員定数 22 人のうち、女性の占める割合は 9.1%（平成 25 年）という現状があります。今後についても、女性市民委員候補者登録制度<sup>\*</sup>の周知を図り、登録への促進と活用を進めるとともに、審議会等に占める女性委員の割合も高めることが必要です。
- ・ 市民意識調査結果によると、地域活動の場面において、女性が地域活動の役職に薦められた際には、女性よりも男性が肯定的である一方（参考 - 図 11）、否定する人の理由は「家事・育児・介護に支障が出るから」の割合が高く（参考 - 図 12）、この傾向は特に男性の 20 歳代、30 歳代で顕著となっています。このことから、家庭での女性の役割の大きさが方針決定過程への参画の足かせになっていることがうかがえます。今後は、ワーク・ライフ・バランス<sup>\*</sup>に関する施策との両輪での取組を進め、男女がともに家庭での役割を担う環境を整え、女性の参画を促進することが必要です。

図 1 地域活動における役職の経験の有無



資料：可児市 男女共同参画に関する市民意識調査

- ・職場においては、女性が方針決定の場に参画することを必要だと感じている市民が約 7 割と なっていますが（参考 - 図 13）、事業所調査結果をみると、部長相当、課長相当、係長相当 の女性管理職がいる事業者は 1 割程度となっています（参考 - 図 14）。その理由としては、 「管理職の候補になり得る女性従業員がいないから」の割合が最も高くなっており（参考 - 図 15）、女性が結婚、出産、子育てを経験しても継続して就労しながら、経歴を積み重ねられ る環境づくりが必要です。

## めざす姿

市のすべての施策に多様な価値観と発想を取り入れるため、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について事業者や団体等へ働きかけを行います。その環境づくりとして、ワーク・ライフ・バランス\*の施策を同時に進めます。また、女性がその持てる力を十分に発揮できる よう、人材育成等の支援に努めます。

## 取組

### 【市民等の取組】

- ・女性は、積極的に政策方針決定過程に参画するようにしましょう。
- ・団体活動や地域活動の会長や役員に、性別に偏りが出ないようにしましょう。
- ・男女ともに、知識や能力を高める努力をしましょう。
- ・市の審議会等の公募委員などに積極的に応募してみましょう。
- ・性別にかかわらず、参加しやすい活動方法を検討してみましょう。

### 【地域の取組】

- ・地域活動では、方針決定過程への女性の参画を進めましょう。
- ・性別にかかわらず、地域活動への参画を呼びかけましょう。
- ・女性が参画しやすい会議の運営方法を検討しましょう。

### 【事業者の取組】

- ・様々な分野に男女の視点が盛り込まれるよう、性別に偏りが少ないような人員の配置に努め ましょう。
- ・管理職にも積極的に女性を登用していきましょう。

## 基本課題（１）政策や方針決定の場への女性の参画の促進

### ①市政運営における女性登用の促進

女性市民委員候補者登録制度\*を活用しながら政策方針決定の場に女性の登用を促進し、男女共同参画の基盤づくりに努めます。

No	具体的施策内容	概要	担当課
1	審議会等への女性の積極的登用	女性市民委員候補者登録制度*の活用を促進し、市の審議会等委員の女性比率を高めるとともに、女性委員のいない審議会等の解消を図ります。また、委員の選出にあたっては、公募制の導入や、既成の団体からの登用に限らず幅広く人材の発掘に努めます。	人づくり課 各課
2	政策の各分野における男女の視点の確保	性別による偏った事務分担の見直しを行い、市のあらゆる政策立案の場において、男女の視点が反映されるように努めます。	秘書課
3	女性職員の意識・能力向上のための研修	女性職員の管理職への意識や能力を高めるような研修を実施し、積極的な参加を促進します。	秘書課
4	管理職への女性の積極的登用	能力に応じた女性の管理職への登用を促進するとともに、管理職候補者の育成に努めます。また、女性職員の職域の拡大にも努めます。	秘書課

## ②事業者、市民団体等における女性の参画促進

事業活動、市民活動団体に対してポジティブ・アクション<sup>※</sup>について啓発し、方針決定の場  
に女性の参画が促進されるように働きかけます。

No	具体的施策内容	概要	担当課
1	事業者に対する女性管理職登用促進	関係機関と連携し、市内の事業者に対して、女性の管理職登用促進に関する情報提供や啓発を行います。	産業振興課
2	地域活動などの役員への女性登用促進	自治会等に対して、役職者への女性の登用促進に関する情報提供や啓発を行います。	地域振興課
3	事業者、市民団体等に対するポジティブ・アクション <sup>※</sup> の情報提供	事業者や自治会等において、女性の管理職や自治会役員への登用が促進されるよう、情報提供や啓発などにより働きかけます。	人づくり課

### 【目標値】

目標指標	基準値 (H19)	中間目標値 (H25)	直近値 (H25)	最終目標 (H30)
審議会等における女性委員の割合 * 6	27.9%	30.0%	30.7% (H24)	35.0%
女性委員のいない審議会等の割合 * 6	31.2%	20.0%	23.2% (H24)	15.0%
市の管理職（課長職以上）における女性の割合 * 7	0.0%	5.0%	4.4% (H24)	10.0%
市の役職（係長職以上）における女性の割合（新） * 7	—	—	7.3% (H24)	10.0%
女性のみを対象に取り扱う措置（ポジティブ・アクション <sup>※</sup> ）について何らかの支援をしている事業所の割合（新） * 8	—	—	22.9%	30.0%

\* 6 人づくり課における集計

\* 7 秘書課における集計

\* 8 男女共同参画に関する事業所調査

### 【参考指標】

参考指標	直近値 (H25)	指標管理の考え方
自治会長に女性が占める割合（新） * 9	1.5%	地域活動の場における男女共同参画の現状を把握する。

\* 9 地域振興課における集計

## 基本課題（2）女性のエンパワーメント※の支援

### ①女性の人材育成

様々な分野で活動する女性の人材発掘に努め、女性市民委員候補者登録制度※への登録を促進し、女性の人材育成を実施します。

No	具体的施策内容	概要	担当課
1	女性の能力開発のための情報・学習機会の提供	女性の能力開発や必要な技能の習得のため、関係機関との連携のもと、必要な情報や関連する学習の機会を提供します。	人づくり課
2	女性市民委員候補者登録制度※の活用	女性市民委員候補者の人材情報を個人情報に配慮しながら収集・整理を継続し、情報提供や意見交換会等を実施します。	人づくり課

### ②エンパワーメント※のための情報提供

女性の就業や起業に関する情報提供を行います。

No	具体的施策内容	概要	担当課
1	女性の就業に関する情報提供と再就職支援	関係機関との連携のもと、女性の就業に関する相談窓口等の情報提供や、再就職ガイダンス等を開催します。	産業振興課
2	起業に関する情報提供	起業をめざす女性に対して、関係機関との連携のもと、必要な情報や関連する学習の機会を提供します。	産業振興課

### 【目標値】

目標指標	基準値 (H19)	中間目標値 (H25)	直近値 (H25)	最終目標 (H30)
女性市民委員候補者登録制度※の登録人数（新） *10	—	—	35人	増加

\*10 人づくり課における集計



## 基本目標3 男女が働きやすい環境の整備

### 現状と課題

- ・近年、雇用形態は多様化し、非正規雇用者が増加する中、特に男性に比べて女性では低賃金で雇用が不安定になりがちな非正規雇用者の割合が高いことが指摘されています。特に女性は非正規雇用が多く、女性の貧困が社会問題となっています。市民意識調査結果による職場における男女の平等意識をみると（参考 - 図 16）、男性の方が優遇されていると感じている人が約 6 割を占め、国の調査結果に比べて高くなっています。また、「男女にかかわらず仕事の能力が評価される」ことの必要性については、必要だと思う人の割合が高くなっています（参考 - 図 17）。今後についても男女がともに安定した雇用、収入を確保するため、働きやすく、能力が発揮できる職場環境づくりが必要です。
- ・女性の年齢別就業率については、子育て期にあたる 30 歳代の就業率が、全国に比べては低いものの徐々に上昇し、M字カーブ\*の落ち込みが浅くなっています。これは、女性の晩婚化が進んでいることに加え、継続して就労するための子育て支援サービスなどの充実による効果があるとうかがえます。

図2 女性の年齢別就業率の推移（可児市）

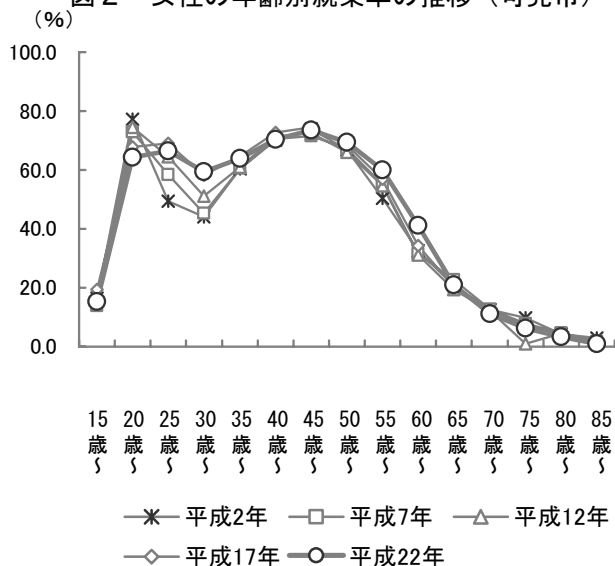
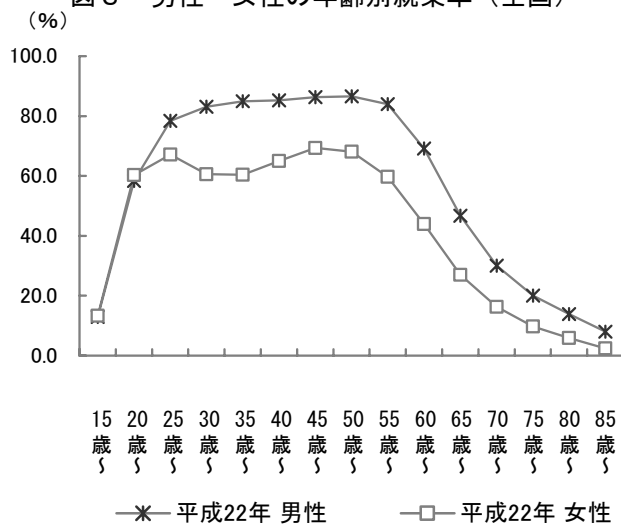


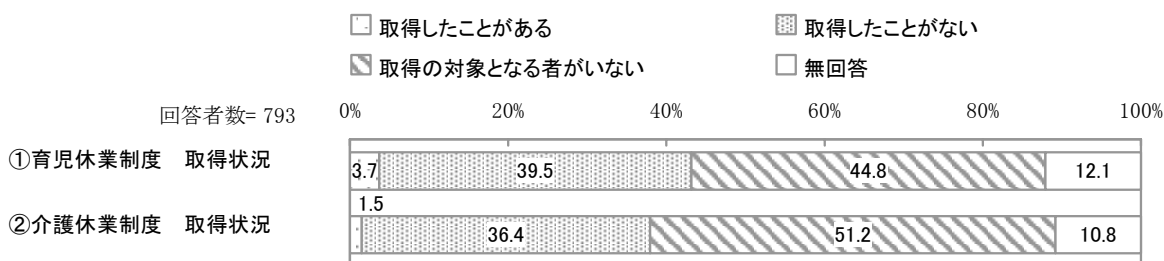
図3 男性・女性の年齢別就業率（全国）



資料：国勢調査

- ・市民意識調査結果によると女性の働き方については、継続就労より子育て後に再就職することを希望する傾向がある中で、30歳代、50歳代など、現在子育て中、または子育ての終わりを迎えている年代においては、継続就労を希望しています（参考 - 図 18）。一方、事業所調査結果からは、女性従業員に望む働き方は、「結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事を継続してほしい」の割合が45.7%と最も高くなっています（参考 - 図 19）。女性が結婚や出産、子育てを、家庭生活と仕事を両立し、将来に渡って経済的に自立できるよう、子育て支援・介護支援等の充実や多様で柔軟性のある就労の場が求められます。また、妊娠・出産を控えた働く女性がマタニティ・ハラスメント\*の被害を受けることのないよう、理解の普及・啓発が必要です。
- ・日々の暮らしの中での時間の使い方は、希望と現実がかけ離れており、希望に比べて現実では仕事を優先しているのが現状で（参考 - 図 20）、女性に比べて男性で顕著となっています。また、女性では40歳代で多くみられます。特に子育て期においては、仕事との両立支援が欠かせず、子育て支援サービスの引き続きの充実が求められます。同時に職域への啓発によりワーク・ライフ・バランス\*の考えや取組の実施に向けた働きかけが必要です。
- ・市民意識調査結果をみると、育児休業制度は約85%の認知度があるのに対し、介護休業制度の認知度は約60%と低くなっています（参考 - 図 21）。このため、雇用の分野を中心に制度の普及を図るとともに、利用しやすい環境づくりを進める必要があります。

図 4 育児休業・介護休業制度の取得状況



資料：可見市 男女共同参画に関する市民意識調査

## めざす姿

様々な就業の場において、男女が個人の能力を十分に発揮できる環境づくりを推進するとともに、ワーク・ライフ・バランス<sup>\*</sup>の考え方を広く周知し、仕事と家庭生活を両立できるよう、働き方の見直しを進めます。

また、自営業や農林・商工業等においても、男女がともに担い手としての役割を果たすことができるよう、取組を進めます。

## 取組

### 【市民等の取組】

- ・自らの生き方・人生設計を踏まえた働き方について考えてみましょう。
- ・仕事と生活の調和をとって働くようにしましょう。
- ・育児・介護休業を積極的に活用しましょう。
- ・職場で性別による不平等がある場合は、相談しましょう。

### 【事業者の取組】

- ・募集、採用、昇進、給与などに性別を理由とした格差をなくしていきましょう。
- ・掃除や来客用のお茶出しなどを女性のみの役割としないようにしましょう。
- ・男女がともに家庭や地域の活動と仕事を両立できるような雰囲気をつくりましょう。
- ・子どもを持つ人も働きやすい職場にしましょう。
- ・育児・介護休業の利用を促進しましょう。
- ・在宅勤務やフレックスタイム制<sup>\*</sup>、短時間勤務制度といった柔軟な勤務形態についても検討してみましょう。

## 基本課題（１）ワーク・ライフ・バランス※の支援

### ①ワーク・ライフ・バランス※についての啓発

男女がともに働きやすい環境を整備するために、ワーク・ライフ・バランス※の重要性について啓発していきます。

No	具体的施策内容	概要	担当課
1	国・県等との連携による両立支援に関する市民への啓発	国・県等関係機関と連携し、就労と家事・育児との両立に関する法律・制度の周知を図ります。	人づくり課 産業振興課
2	男性に向けての意識啓発	ワーク・ライフ・バランス※の推進に向けて、特に男性の働き方が見直されるよう、広報紙やケーブルテレビ等多様な媒体を活用しながら意識啓発を行います。	人づくり課
3	働き方の見直しに向けた事業者への啓発	関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランス※の重要性について事業者に働きかけ、啓発を行います。	産業振興課 人づくり課

## ②ワーク・ライフ・バランス<sup>\*</sup>を推進するための情報提供

就労と家事、育児、介護との両立ができる環境が整備されるように、各種の制度やサービスについて情報提供を行います。

No	具体的施策内容	概要	担当課
1	両立支援のための保育、介護サービスの情報提供	就労と家事・育児・介護との両立を支援するため、保育サービス・介護サービスについての情報提供を行い、適切な利用促進を図ります。	こども課 高齢福祉課
2	多様な就業形態に関する情報提供	短時間正社員やフレックスタイム制 <sup>*</sup> など、生活様式に合わせた多様な就業形態について、市民、事業者に向けて情報提供を行います。	産業振興課
3	事業者への育児休業・介護休業制度の普及促進	男女がともに子育てや介護を担い、仕事との両立が可能となるよう、事業者に向けて育児・介護休業制度の普及を図ります。	産業振興課 人づくり課
4	育児休業・介護休業制度の利用促進	男女がともに子育てや介護を担い、仕事との両立が可能となるよう、事業者に向けて育児・介護休業制度の普及を図ります。また市民に向けて、制度の周知に努めます。	産業振興課 人づくり課
5	ファミリー・フレンドリー企業 <sup>*</sup> の取組等の情報提供	市内の企業・事業者に対し、ファミリー・フレンドリー企業 <sup>*</sup> の普及を図ります。また優良企業について、ホームページ等での紹介を行います。	産業振興課

### 【目標値】

目標指標	基準値 (H19)	中間目標値 (H25)	直近値 (H25)	最終目標 (H30)
岐阜県子育て支援企業登録制度に登録している市内の企業数 <sup>*11</sup>	7 (H20.6)	10	48 (H24)	増加
ワーク・ライフ・バランス <sup>*</sup> について何らかの支援をしている事業所の割合（新） <sup>*12</sup>	—	—	29.9%	40.0%

<sup>\*11</sup> 岐阜県環境生活部少子化対策課で実施

<sup>\*12</sup> 男女共同参画に関する事業所調査

## 【参考指標】

参考指標	直近値 (H25)	指標管理の考え方
市職員の育児休業取得者数（新） *13	女性 9人 男性 1人 (H24)	市内事業所のロールモデルとなるよう把握する。
市職員の介護休暇取得者数（新） *13	女性 1人 男性 1人 (H24)	市内事業所のロールモデルとなるよう把握する。

\*13 秘書課による集計

## 基本課題（2）就業の場での男女共同参画の推進

## ①企業・事業者に対する意識啓発

就業の場での男女共同参画を推進するため、女性の就労実態を把握し、男女が均等な機会のもとで活躍できるよう環境整備を働きかけていきます。

No	具体的施策内容	概要	担当課
1	就業の場における実態の把握	事業所調査結果を活用し、市内の企業等における女性の雇用と就業実態の把握に努めるとともに、啓発等に活かします。	産業振興課
2	男女雇用機会均等法等の周知	市内の企業・事業者に対し、男女雇用機会均等法の周知を図り、職場における待遇の改善に向けた啓発を行います。また、就業の場における男女共同参画の促進に努めます。	産業振興課 人づくり課

## ②多様な就業形態への男女共同参画の取組

多様な就業形態においても男女共同参画を推進するため、男女共同参画の取組に関する情報提供を行います。

No	具体的施策内容	概要	担当課
1	パートタイム労働法、派遣労働法等の周知	市民、事業者に対し、パートタイム労働者、派遣社員など身分が不安定な労働者の労働環境整備のため関連する法律や制度の周知に努めます。	産業振興課
2	自営業、農林・商工業等における男女共同参画の推進	自営業、農林・商工業等において、従事する家族が合意してともに経営にあたるように啓発します。家族経営協定*については、情報提供を行うとともに、締結への支援を行います。	産業振興課

## ③企業・事業者における男女共同参画を後押しするしくみづくり

社会全体の男女共同参画推進の機運を高めるとともに、企業・事業者における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス\*への取組がより一層推進されるよう、取り組めます。

No	具体的施策内容	概要	担当課
1	入札参加資格審査における加点措置の実施	企業・事業者における男女共同参画に関する取組状況を公共事業の入札参加資格審査にあたっての考慮事項とし、加点措置を行います。	管財検査課

## 【目標値】

目標指標	基準値 (H19)	中間目標値 (H25)	直近値 (H25)	最終目標 (H30)
職場において男女が平等であると感じる市民の割合 *14	15.1%	—	16.6%	30.0%
子育て世代における女性の労働力率 ★30～34歳の女性の労働力人口（＝就業者+失業者） ／30～34歳の女性の人口 *15	61.6% (H17)	65.0% (H22)	63.1% (H22)	70.0% (H27)
男女雇用機会均等法について「内容を知っている」事業所の割合（新） *16	—	—	50.5%	60.0%

\*14 男女共同参画に関する市民意識調査

\*15 国勢調査

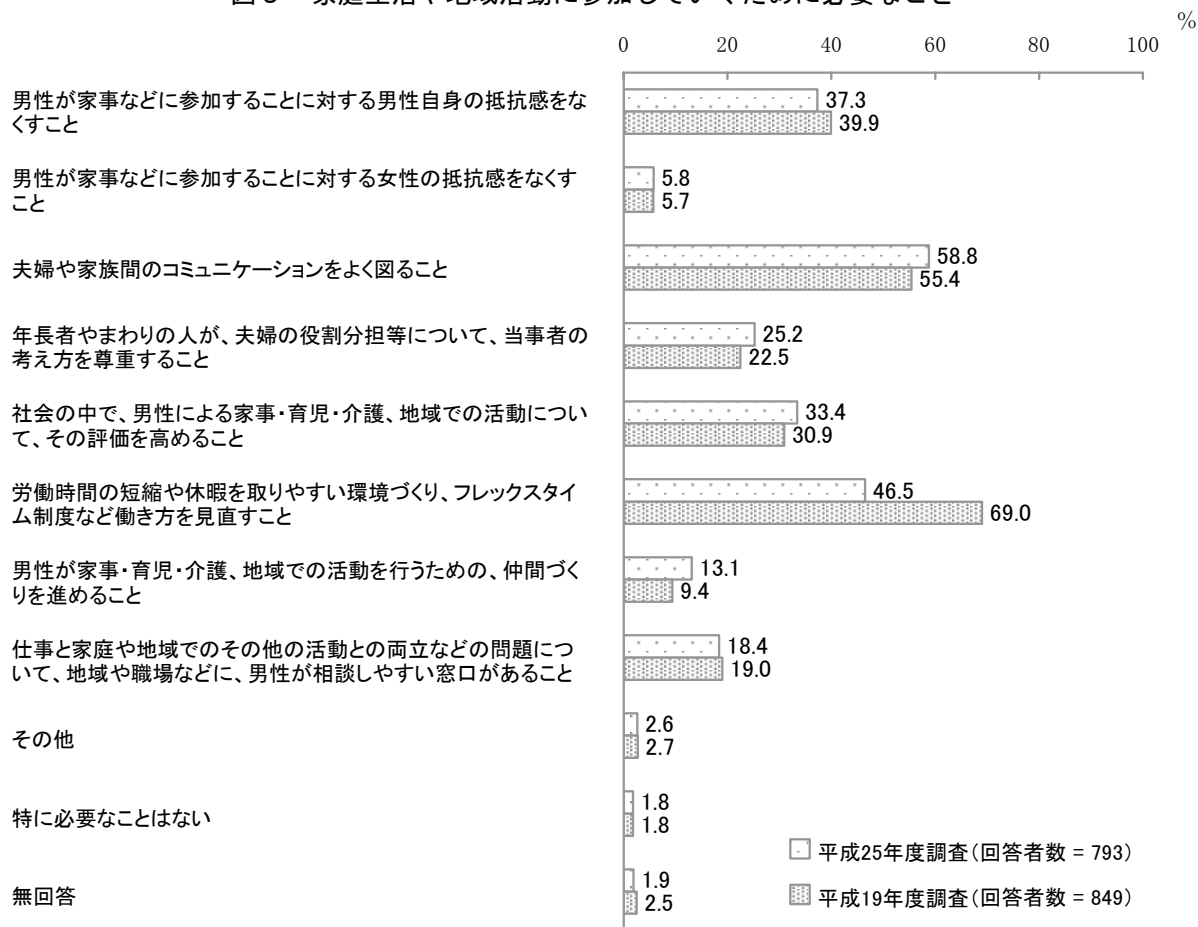
\*16 男女共同参画に関する事業所調査

## 基本目標4 家庭と地域生活における男女共同参画の実践

### 現状と課題

- ・ 市民意識調査結果による家庭生活における男女の平等意識をみると、「平等である」の割合が高くなっているものの、国の調査に比べて、依然として男性優遇と感じる人の割合が高くなっています（参考 - 図22）。家庭では、男性に比べて女性が家事等を担う時間が圧倒的に多くなっており（参考 - 図23）、男女がともに協力し、責任を分かち合って家庭生活を担う意識の啓発が必要です。また、産後クライシス<sup>\*</sup>等新たに発生する社会問題についても周知を図るとともに、ワーク・ライフ・バランス<sup>\*</sup>の取組を強化し、男性も家庭生活に参画できる環境づくりが求められます。

図5 家庭生活や地域活動に参加していくために必要なこと



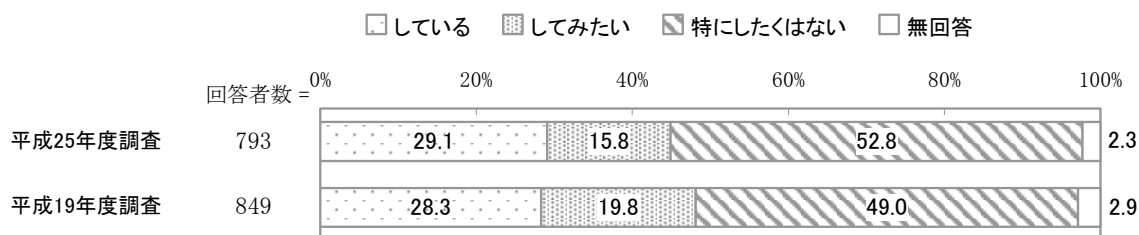
資料：可児市 男女共同参画に関する市民意識調査



- ・市民意識調査では、地域における男女の平等意識については、「平等である」の割合が高くなっています（参考 - 図 24）。

特に近年では、大規模な自然災害が頻発しており、災害対策が重要視されています。災害時には、男女共同参画の視点を踏まえ、一人ひとりが互いを尊重し、協力することが求められます。このため、今後も性別にかかわらず、男女が協力しながら地域を担う意識を高め、参画を促進することが必要です。

図 6 地域活動への参加



資料：可児市 男女共同参画に関する市民意識調査

**めざす姿**

一人ひとりが個性を生かし、社会の様々な分野に参画することができる男女共同参画社会を実現するため、家庭や地域などでの固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、だれもが男女共同参画について正しく認識し、男性、女性がともに責任を持って家庭、地域活動を担うとともに、様々な分野に参画できるよう、社会的支援の充実と環境整備に努めます。

また、新たに男女共同参画の視点を踏まえた災害対策を講じます。

**取組**

**【市民等の取組】**

- ・防災活動、環境保全活動、まちづくり等の各分野に積極的に参加していきましょう。
- ・日頃から災害対策に目を向け、男女双方の視点を活かしながら災害に備えましょう。
- ・「女性だから」「若いから」などと思わず、地域の自治会などで積極的に発言しましょう。意欲があれば役員にも挑戦してみましよう。
- ・家事・育児や介護などに、男女がともに取り組みましよう。

**【地域の取組】**

- ・地域活動では、男女がともに活動の計画や運営に参加できるようにしましょう。
- ・地域活動の際に固定的な性別役割分担にならないようにしましょう。
- ・地域における防災活動を推進し、男女双方の視点を活かしながら災害に備えましょう。

## 基本課題（1）男女がともに家事、育児、介護できる環境づくり

### ①男女がともに家庭生活を担う意識づくり

男女がともに家事、育児、介護できる環境を整えるため、学習機会や情報提供に努めるとともに、男性の家庭生活への積極的参加に向けた意識啓発を行います。

No	具体的施策内容	概要	担当課
1	男性の家庭生活への積極的参加に向けた意識啓発	男女がともに家族の一員としての責任を持ち、積極的に家庭生活での役割を担うことができるよう、男性への啓発活動や情報提供を行います。	人づくり課 教育文化財課 こども課
2	介護への理解と情報提供	要望に基づいて介護に関する学習機会を提供し、介護保険の周知を図るとともに各種介護サービスの情報提供を行います。	高齢福祉課

### ②子育て・介護支援体制の充実

子育て・介護に関する支援体制の充実に努めます。

No	具体的施策内容	概要	担当課
1	多様な子育て支援サービスの充実と情報提供	保護者の就労形態や地域のニーズに応じて、保育園での低年齢児保育、延長保育、休日保育、一時保育、病児・病後児保育の特別保育の充実、また、小学校での放課後児童健全育成事業(キッズクラブ)※の充実を図るとともに、情報提供を行います。	こども課
2	地域における子育て支援の充実	地域子育て支援センター※や児童センター※を、地域における子育て支援の核となるよう充実に努めます。また、ファミリー・サポート・センター※事業の会員を増やすなど拡充を図ります。	こども課
3	ひとり親家庭への総合的な支援	児童扶養手当や医療費の助成等による経済的支援をはじめ、就労その他各種の相談や関係機関との連携協力により、総合的な支援を行います。	こども課 福祉課
4	家事や子育て、介護に関する相談体制の充実	保健センターや子育て支援センター、児童センター※、子育てサロン※、地域包括支援センター※、障がい者生活支援センター※、民生委員児童委員、主任児童委員等における相談活動を通じ、家事や子育て、介護に関する精神的負担の軽減を図ります。	こども課 健康増進課 高齢福祉課 福祉課

## 【目標値】

目標指標	基準値 (H19)	中間目標値 (H25)	直近値 (H25)	最終目標 (H30)
家庭生活の場が男女平等であると感じる市民の割合 *17	25.7%	—	30.9%	35.0%
保健センター、地域子育て支援センター※、児童センター※、地域包括支援センター※、障がい者生活支援センター※における相談支援件数 *18	3,557 件	増加	5,942 (H24)	増加

\*17 男女共同参画に関する市民意識調査

\*18 健康増進課、こども課、高齢福祉課における集計



## 基本課題（2）地域社会での男女共同参画の推進

### ①地域における男女共同参画の意識づくり

固定的な役割分担意識の見直しにつながる男女共同参画の意識づくりを進めます。

No	具体的施策内容	概要	担当課
1	地域における固定的な役割分担意識の払拭に向けた啓発	自治会等への情報提供や出前講座等の実施を通じ、性別による固定的な役割分担意識の払拭に向けた啓発を行います。	地域振興課

### ②地域における男女共同参画に向けた支援

地域における活動団体が、男女共同参画の視点により活動できるよう、情報提供などを行い、支援をします。

No	具体的施策内容	概要	担当課
1	男女共同参画を促進する子育てや介護、地域の活動に関わる地域団体への支援	子育てや介護、地域の活動に関わる地域団体に対し、活動が積極的に行われるよう助成金に関する情報提供や、相談等の支援を行います。	地域振興課
2	防災活動、環境保全活動、まちづくり等の分野における男女共同参画の促進	地域活動の活性化に向け、防災活動、環境保全活動、まちづくり等の各分野において男女共同参画を進めるとともに、人材育成や情報・学習機会の提供に努めます。	防災安全課 環境課 地域振興課
3 新	女性の視点を反映した防災計画の見直し	防災会議で女性委員を登用し、地域防災計画の見直しを行います。また防災計画に基づいた各種マニュアル・手引書等作成時には男女共同参画の視点を配慮します。	防災安全課
4 新	地域の防災活動の推進	男女や年齢に関係なく、地域の防災活動への幅広い参加を呼びかけます。	防災安全課

## 【目標値】

目標指標	基準値 (H19)	中間目標値 (H25)	直近値 (H25)	最終目標 (H30)
地域活動に参加している市民の割合 *19	28.3%	—	29.1%	40.0%
地域活動の場が男女平等であると感じる市民の割合 *19	34.7%	—	41.5%	50.0%

\*19 男女共同参画に関する市民意識調査



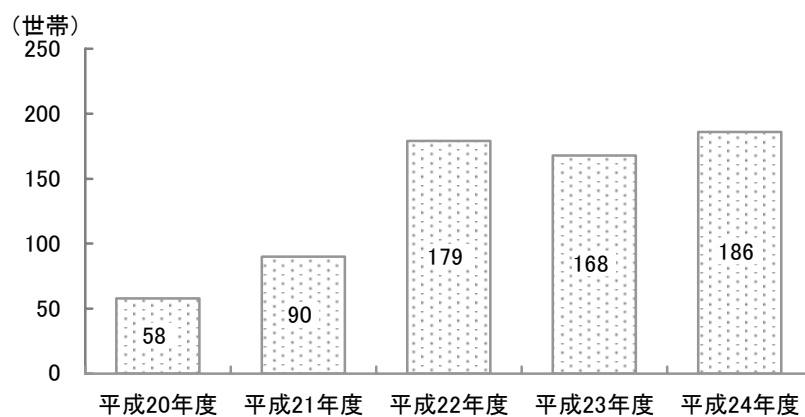
## 基本目標5 男女が心身ともに健康で自立した生涯を送る支援

### 現状と課題

- ・本市の母親年齢階級別出生割合の推移をみると、35歳以上の出産の割合が増加傾向にあります（参考 - 図25）。年齢が高くなるにつれ、妊娠・出産には様々な課題やリスクを伴うと言われております。このため、女性が性と生殖について正しい知識を得た上で、出産の年齢や出産人数等を選択していくことが求められます。市民意識調査結果をみると、性と生殖に関する女性の重要な権利の一つであるリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する女性の健康/権利）※についての認知度は低いのが現状です（参考 - 図26）。このため、市民がこの権利を身近なところで理解できるよう情報を提供し、男女が互いに性の尊重についての意識を高めることが必要です。
  - ・地域では、高齢化に伴い、支援が必要な人も多くなっており、今後もその傾向が続くことが予測されます。男性に比べて女性の平均寿命は高いことから、一人ぐらしの高齢者にも女性が多く、さらに経済的な自立の困難さも課題となります。今後もこうした高齢者を地域で支える活動が求められます。
- また、地域活動に参加する際の障壁としては、仕事の忙しさや健康問題が挙げられています（参考 - 図27）。このため、ワーク・ライフ・バランス※の推進とともに、元気な高齢者の方には地域での活動に積極的に参画していただくなど、男女がともに生涯を通じて生きがいをもって暮らすことができる支援が必要です。

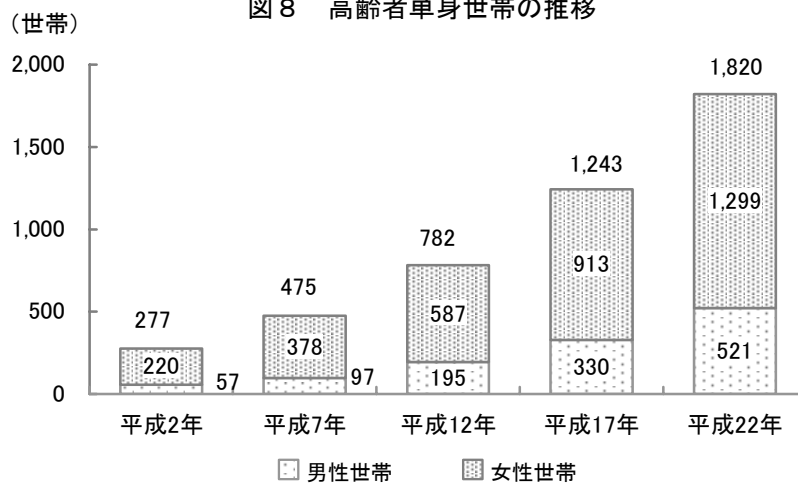


図7 生活保護世帯の推移



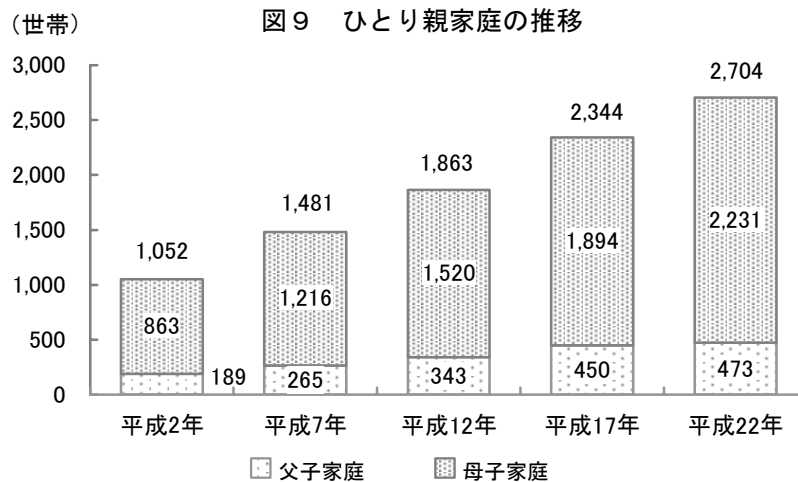
資料：可児市の統計

図8 高齢者単身世帯の推移



資料：国勢調査

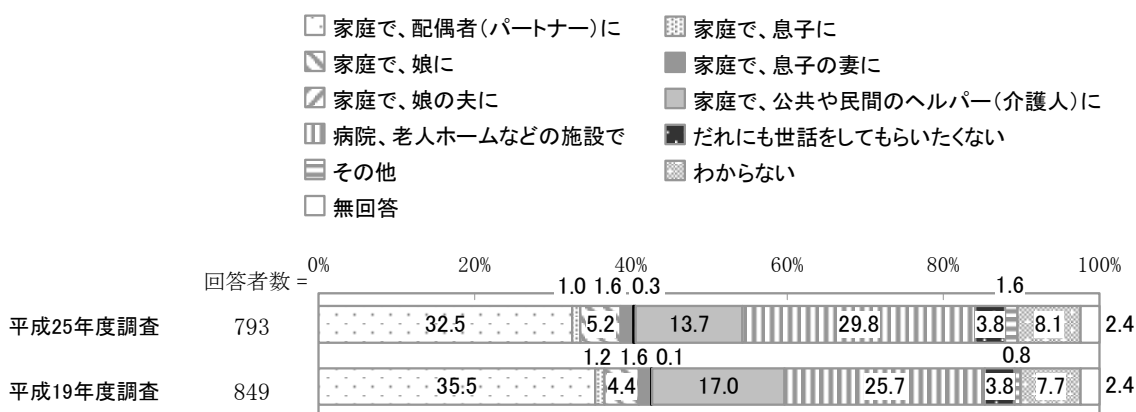
図9 ひとり親家庭の推移



資料：国勢調査

・少子高齢化が進む中、本市の高齢化も進み、今後も要介護認定者の増加が予測されます。市民意識調査結果をみると、病院や老人ホームなどの施設サービスの需要が高まっていることがうかがえます。介護は、女性への負担が偏ることが懸念されていますが、こうした社会的支援を活用しながら、仕事と両立し、家族が協力しあって担う介護の支援が必要です。

図 10 介護が必要になった場合に世話をしてもらいたい人



資料：可児市 男女共同参画に関する市民意識調査

**めざす姿**

生涯を通じて地域の中で心豊かに暮らすためにも、男女がそれぞれの健康課題に対応できるよう、健康づくりや介護予防についての正しい知識を普及し、健康づくり支援の充実に努めます。

また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ<sup>\*</sup>に関しては、男女がともに正しい知識を持ち、双方がより良い関係を保つことができるよう理解の促進に努めます。

**取組**

**【市民等の取組】**

- ・自分の身体を大切にし、健康づくりに取り組みましょう。
- ・周囲の子どもや高齢者、障がいのある人やひとり親家庭など、地域の中で支援が必要な人を見守り、できる範囲で支援していきましょう。

**【地域の取組】**

- ・男女がともに地域で安心して暮らすため、支え合い活動に取り組みましょう。



## 基本課題（１）男女が高齢期を安心して暮らせる環境づくり

### ①自立して生活できる環境づくり

男女が高齢期を安心して暮らすために、自立して生活できる環境整備を行います。

No	具体的施策内容	概要	担当課
1	健康増進・介護予防のための支援	生涯を通じて生活機能を維持しながら自立して生活できるよう、介護予防の知識の普及と、効果的な介護予防事業の提供を行います。	高齢福祉課 健康増進課
2	地域における高齢者への見守り	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域における自主的な支えあい活動等を支援し、相互に助け合える地域福祉活動を推進します。	福祉課 高齢福祉課
3	高齢者の人権擁護	高齢者に対する虐待の防止や早期発見のため啓発事業の実施や、関係機関が連携し、特に女性の被害が多い現実を踏まえながら、性別にかかわらず、被害者への支援を行います。	高齢福祉課
4	相談や支援体制の充実	地域包括支援センター※を中心に、高齢者や介護に関する相談・支援体制の充実に努めます。また、関係機関との連携を図り、介護が必要な高齢者への介護サービスの提供を行います。	高齢福祉課
5 新	高齢者の生きがいづくりへの支援	男女がともに高齢になっても、地域社会の一員として、自らの生きがいのある人生をめざし、各種講座や高齢者大学を活用しながら学習したり、社会参加することを支援します。	生涯学習文化室

### ②介護サービスの充実

介護が必要になった場合は、相談やサービスが十分に受けられるように支援体制を整えます。

No	具体的施策内容	概要	担当課
1	介護サービスの充実	介護の負担を女性に集中することなく、介護を担う人が社会の支えを十分に得ながら介護をできるよう、各種サービス等の充実に図ります。	高齢福祉課

【参考指標】

参考指標	直近値 (H25)	指標管理の考え方
要援護者件数 *20	2,541 (H24)	民生委員児童委員の見守り活動での援護が必要な方の人数について把握する。

\*20 福祉課における集計

基本課題（2）女性の生涯を通じての心と身体の健康づくり

①心と身体の健康づくりに関する意識啓発と教育

女性が生涯を通じて健康にいきいきと生活することができるように、心と身体の健康づくりのための教育の機会と情報提供を実施します。

No	具体的施策内容	概要	担当課
1	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※に関する意識の普及	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）※の概念が定着するよう、機会をとらえて啓発を行います。	健康増進課 人づくり課
2	女性の健康をおびやかす問題に関する知識の普及と啓発	HIV/エイズ、性感染症に対する正しい知識を持ち、感染を予防することができるよう、パンフレット等による啓発や相談の充実を図ります。また、性差に基づいた医療（性差医療）※に関する理解が深まるよう、啓発や情報提供を行います。	健康増進課

## ②心と身体の健康づくりに関する支援

女性の妊娠、出産、病気等に関する相談体制の充実を図ります。

No	具体的施策内容	概要	担当課
1	心の健康の保持増進	ストレスなどの日常生活上の精神的不安に対し、県等との連携のもと、専門家による相談体制を整備します。	健康増進課 福祉課
2	妊娠、出産に関する保健対策・健康支援対策	安心して妊娠・出産ができるよう支援するため、健康相談、保健指導、栄養指導、歯科保健指導などの母子保健サービスを充実します。	健康増進課
3	女性特有のがん検診の充実	がん検診についての普及啓発や受診体制の整備により受診を促進します。	健康増進課
4	健康について気軽に相談できる体制づくり	ライフステージごとに必要な健康の保持・増進のための情報提供や相談体制について充実を図ります。また、更年期の健康問題など、性差に応じた相談・支援を充実します。	健康増進課
5	生活習慣病予防・介護予防対策	各種健(検)診及び特定健診、特定保健指導の実施等を通じ、生活習慣病や健康障害の発生を予防します。	健康増進課

### 【目標値】

目標指標	基準値 (H19)	中間目標値 (H25)	直近値 (H25)	最終目標 (H30)
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※ (性と生殖に関する健康/権利) について「言葉も内容も知っている」市民の割合 *21	3.4%	—	2.9%	増加
市の乳がん、子宮頸がんの検診受診率 乳がん検診＝受診者数/40歳以上の女性の人数 子宮頸がん検診＝受診者数/20歳以上の女性の人数 *22	10.8% 9.2%	20.0%以上 20.0%以上	18.7% 16.7% (H24)	20.0%以上 20.0%以上

\*21 男女共同参画に関する市民意識調査

\*22 健康増進課による集計

## 基本目標6 男女間の暴力の防止と被害者の支援 (DV対策基本計画)

本プランの「基本目標6 男女間の暴力の防止と被害者の支援」に関する施策は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成19(2007)年7月11日公布、平成20(2008)年1月11日施行)」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画(DV基本計画)」と位置づけています。

### 1 策定の背景

日本国憲法の謳う、個人の尊厳と法の下での平等の理念に基づき、男女が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められています。

DV(ドメスティック・バイオレンス)\*は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。被害者の生命や身体、精神的に重大な危害を与えるだけでなく、被害者が養育する子どもの心身の成長や人格の形成にも深刻な影響を与える児童虐待ともなる暴力行為です。それらの多くは家庭内で行われ、外部からの発見が困難であるため潜在化しやすいという特性があります。また、加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、周囲が気付かないうちに、被害が深刻化しやすいことが挙げられます。

そして、被害者の多くは女性であり、男女の社会的地位や経済力の格差、性別による固定的な役割分担意識など、わが国の男女間に根ざした構造的問題を踏まえて対処していく必要があります。また、近年では、交際相手からの暴力(以下「デートDV\*」という。)の被害も社会的に認知されるようになり、深刻な実態が明らかになってきています。

国では、平成13(2001)年4月にDV防止法が制定され、国及び地方公共団体には、DV\*の防止と被害者を保護する責務があることが明示されました。

平成16(2004)年6月のDV防止法の改正では、暴力の定義が、身体的暴力に加え、精神的暴力や性的暴力にも拡大され、保護命令制度の拡充も図られました。また、被害者の自立支援が都道府県の責務として明確化され、都道府県における基本計画の策定が義務付けられました。さらに平成19(2007)年7月のDV防止法の改正では、市町村におけ

る基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となりました。地域に根ざしたきめ細かな支援のためには、最も身近な行政主体である市町村の役割が大変重要であり、DV被害者に対する自立支援の施策の充実が求められています。なお、平成 25（2013）年7月のDV防止法の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象となり、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

本市においても、男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、関係機関と連携し、暴力を許さない気運を高めるとともに、被害者が安心して相談できる体制づくりと自立支援の取組を推進するため、可児市DV対策基本計画を策定します。

## 2 市のDV被害を取り巻く現状と課題

・DV<sup>\*</sup>を許さない社会づくりと被害者の適切な支援は、男女共同参画社会を形成していく上で重要な課題です。本市では、平成 19（2007）年6月に『可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例』を制定し、基本理念のひとつに「ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント<sup>\*</sup>等の暴力の根絶」を掲げ、これらの行為の禁止と被害者支援を行うことを明記しました。DV<sup>\*</sup>については、市民の認知度も徐々にあがっており、市民意識調査では7割弱の市民がDVの内容まで知っているとしています（参考 - 図 28）。ただし、DV<sup>\*</sup>は、身体的暴力（なぐる・蹴るといった行為）の他に、心理的暴力（大声で怒鳴る、何を言っても無視するなどの行為）、経済的暴力（生活費を渡さないなど経済力を奪う行為）、社会的暴力（交友関係やメールの内容などを監視する、外出を禁止するなど社会的に隔離する行為）、性的暴力（性的行為を強要する、避妊に協力しないなどの行為）などがあり、正しい知識の普及が今後も必要であり、「どのような暴力も絶対に許さない」という気運の醸成が求められます。

また、近年では、10代20代の若年層におけるデートDV<sup>\*</sup>が問題となっており、将来にわたりDV<sup>\*</sup>を防止するためにも、若年層から人権教育やDV<sup>\*</sup>に関する教育を進めることも必要です。

・DV被害の状況については、前回の調査結果から大きな変化はみられませんが、依然として被害者のほとんどが女性です。女性の被害状況をみると、DV被害経験があると答えた人は、「精神的暴力」が10.3%、「身体的暴力」が5.6%、「経済的暴力」が3.6%、「性的暴力」が2.5%、「社会的暴力（外出の制限など）」が2.0%と決して少なくありません（参考 - 図 29）。

こうしたDV被害者の相談状況をみると、被害経験者の52.4%が家族・友人・先生などに

相談したと回答している一方で、「相談しようと思わなかった」が依然 23.8%あり、さらに「相談したかったが、相談しなかった」は 15.9%と、実際に相談機関に相談した人の割合はごくわずかにとどまっています（参考 - 図 30）。

現在、本市では、福祉事務所に3名の家庭相談員を配置し、DV\*や児童虐待など家庭内の生活全般の問題について広く市民の相談を受け付け、関係機関との連携により総合的な支援を行っています。さらに、毎月第2土曜日の男女共同参画サロン\*では、専任アドバイザーによる悩み相談や女性の弁護士による法律相談を実施しています。

しかし、意識調査結果にもみられるように、実際にこうした相談に訪れる人は一部であり、被害者の多くが潜在化していることが懸念されます。（参考 - 図 31）。

DV被害者の相談しなかった理由では、「相談しても無駄だと思った」58.3%、「自分さえ我慢すればやっていけると思った」50.0%、「相談する人がいなかった」37.5%などとなり、自ら解決できないと思い込んで諦めてしまう場合や、ただ我慢して耐えているケース、あるいは相談窓口を知らない、相談機関を知っていても相談することを躊躇する状況などがうかがわれます。このため、被害を受けた時、各種の相談窓口を安全に利用する方法について知識を普及するとともに、今後一層、積極的な広報・啓発を行い、相談機関の周知や情報提供の充実を図るとともに関係機関が有機的に連携し、安心して相談できる体制づくりを進めることが重要です。

### 3 めざす姿

市民一人ひとりがいかなる暴力も重大な人権侵害であるとの認識をもち、男女間のあらゆる暴力の根絶をめざします。

被害者が、安心して相談でき、かつ必要な支援を適切に受けられるよう総合的な支援体制を整備します。

### 4 取組

- ・いかなる暴力も絶対に許さない意識を持ちましょう。
- ・DV被害を受けたり、見たり聞いたりした場合の対処方法を知りましょう。

## 基本課題（１）DV※を許さない・見逃さない地域社会づくり

### ①市民等への啓発・教育の推進

具体的施策内容	概要	担当課
市民等への啓発・教育の推進	男女間のあらゆる暴力を防止するため広報かみやホームページ、街頭啓発、講座の開催等により、正しい知識の普及を図り、暴力は明らかな人権侵害であるとの認識や理解を広げ、社会の中で暴力を容認しない環境づくりを進めます。	こども課 人づくり課

### ②デートDV※防止に向けた教育の推進

具体的施策内容	概要	担当課
デートDV※防止に向けた教育の推進	教育現場と連携し、若年層に向けたデートDV※講座等を開催し、デートDV※についての意識啓発と予防及び防止に努めます。	人づくり課 学校教育課

### 【目標値】

目標指標	基準値 (H19)	中間目標値 (H25)	直近値 (H25)	最終目標 (H30)
DV※の「内容を知っている」市民の割合 *23	62.7%	—	67.1%	80.0%

\*23 男女共同参画に関する市民意識調査

## 基本課題（2）安心して相談できる体制の整備

### ①相談体制の充実・相談窓口の周知

No	具体的施策内容	概要	担当課
1	安心して相談できる体制づくり	DV被害者が潜在化しないよう女性相談や男女共同参画サロン*（悩み相談、法律相談）等様々な相談窓口・機会を提供し、被害者が安心して相談できる体制の充実に努めます。また、外国人被害者については、通訳によりきめ細かな相談対応に努めます。	こども課 人づくり課
2	相談窓口の周知	「女性に対する暴力をなくす運動」をはじめ様々な機会や媒体を活用し、効果的な啓発方法を工夫して相談窓口の周知に努めます。	こども課 人づくり課

### ②相談員の資質の向上と二次的被害\*の防止

No	具体的施策内容	概要	担当課
1	相談員の資質の向上	各種研修会、講演会への参加や専門家による助言・指導を通じて、専門知識や技能の習得を図るとともに、実務の中で支援方針や加害者対策の検討を行い、個別事情に応じて適切に指導・助言できるよう資質向上に努めます。	こども課
2	二次的被害*の防止	被害者心理についての理解不足による二次的被害*を防止するため、相談機関・支援職員のためのマニュアル・手引書等を作成し、関係機関に周知して理解と協力を求めます。	こども課

### 【目標値】

目標指標	基準値 (H19)	中間目標値 (H25)	直近値 (H25)	最終目標 (H30)
DV*についての相談件数 *24	110件	増加	204件 (H24)	増加

\*24 こども課における集計



## 基本課題（3）被害者の保護・自立に向けての支援の充実

### ①迅速・円滑な一時保護の実施と被害者情報の適正管理

No	具体的施策内容	概要	担当課
1	迅速・円滑な一次保護の実施	警察や県女性相談センター、民間機関等との連携を強化し、被害者の安全確保を最優先して迅速・円滑な一時保護を実施します。また、支援に関わる関係者間の情報共有は必要最小限の範囲にとどめ、適切に管理します。	こども課
2	被害者情報の適正管理	被害者の住所等が加害者に知られることのないようDV <sup>*</sup> 、ストーカー行為等に係る住民基本台帳の支援措置について、関係課が連携し、被害者情報の適正管理を図ります。	市民課 こども課

### ②被害者の自立支援

具体的施策内容	概要	担当課
DV被害者の自立支援	被害者の個別状況を十分理解し、心理的ケアに努めるとともに、本人の意思を尊重した支援を行います。また、被害者が安全かつ早期に自立に向けた生活が送れるよう他自治体等との連携を図り、住宅の確保や就労支援、各種手続き支援に努めます。	こども課

### 【目標値】

目標指標	基準値 (H19)	中間目標値 (H25)	直近値 (H25)	最終目標 (H30)
何らかのDV <sup>*</sup> についての「被害の経験がある」女性の割合 <sup>*25</sup>	22.1%	—	13.7%	減少

\*25 男女共同参画に関する市民意識調査

## 基本課題（４）関係機関との連携

### ①関係機関との連携

No	具体的施策内容	概要	担当課
1	DV被害者支援に関わる関係機関との円滑な連携強化	可児市要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会※において、被害者支援についての協議調整を行い適切な役割分担と連携を図ります。	こども課 人づくり課
2	民間支援団体との連携・協働	民間支援団体と連携・協働するとともに、民間支援団体がその特性を活かして継続的に活動できるよう積極的に協力します。	こども課 人づくり課



# 第4章

## 総合的な推進体制の整備

### 1 プランを推進する体制

#### ① 庁内推進体制の整備（推進会議の継続的運営）

庁内の横断的な調整機能を持った可児市男女共同参画推進会議を中心としながら、プランを総合的に推進していきます。

#### ② 市職員への啓発・研修

すべての職員が男女共同参画の視点で行政運営に取り組めるよう、様々な機会を通じて職員への男女共同参画に関する啓発や研修を充実します。

#### ③ 苦情等の対応

男女共同参画の推進を阻害する行為についての苦情や意見・相談を受け付け、関係機関と連携して、適切な措置を講じます。

#### ④ 国・県との連携強化と他自治体との情報交換の推進

国、県との連携を強化し、より効果的な男女共同参画施策の推進に努め、男女共同参画に関する先進的な取組を行う他自治体との情報交換や連携の強化に努めます。

#### ⑤ 審議会の機能の発揮

『可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例』に基づき設置された審議会が、市長の附属機関としての機能を十分に発揮できるように努めます。

#### ⑥ 男女共同参画サロン<sup>※</sup>等の拠点機能の充実

男女共同参画サロン<sup>※</sup>を中心に、交流や相談の充実に努め、また、拠点としての活用につなげるための人材・グループの育成等を行うことで男女共同参画に関する活動を支援します。

## 2 プランの進捗状況の点検、評価、公開

### ①プランの進捗状況の把握と公表

プランに基づき、年度ごとに施策の進捗状況の把握・点検を行い、プランの着実な遂行に努めます。また、プランに対する理解と着実な推進を図るため、プランの進捗状況をホームページなどで随時市民に公開していきます。

### ②男女共同参画に関する意識調査の実施

男女共同参画に関する市民意識調査と児童・生徒、事業所、市職員の意識調査を定期的を実施し、意識と実態の把握に努めます。

### ③市職員に対する進捗管理意識の浸透

市職員に対し、男女共同参画の視点から各事業に取り組むよう意識の徹底を行うとともに、進捗管理に対する共通認識を図ります。

## 3 市民、事業者、市民団体等との協働による推進

### ①市、市民、事業者、市民団体、教育関係者の連携

市民、事業者、市民団体、教育関係者などと連携を図りながら協力して施策を推進します。

### ②可児市男女共同参画講座企画運営委員会<sup>\*</sup>との連携強化

可児市男女共同参画講座企画運営委員会<sup>\*</sup>との連携を強化し、講座内容の充実に努めます。

## 1 用語解説

### ア 行

#### 〔M字カーブ〕

日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。結婚や出産を機に労働市場から離れる女性が多く、子育てが一段落すると再び就職するという特徴があるためにこのような形になる。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

#### 〔エンパワーメント〕

グループ活動などの人との関わりの中で、本来自分が持っていた力（パワー）を取り戻し、発揮すること。女性が政治・経済・社会・家庭などのあらゆる分野において、自分で意思決定し、行動できるよう能力を開花させ、パワーアップしようとする考え方。

### カ 行

#### 〔ガイドライン〕

国や自治体・企業などが、関係者が取り組むことが望ましいとされる指針や、基準となる目安などを示したもの。

#### 〔家族経営協定〕

経営方針や役割分担、就業条件、収益配分などについて、家族の合意のもとに取り決めを文書で行うこと。

#### 〔キャリア教育〕

子どもたちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育てる教育活動。

#### 〔子育てサロン〕

子どもたちを遊ばせながら気軽におしゃべりができる親たちの情報交換の場。市内の公民館等で、地域の主任児童委員・民生委員児童委員・地域の方々によって運営されている。

## サ 行

### 〔産後クライシス〕

「出産後の家事育児への非協力、理解不足、ねぎらいの言葉の不足」などにより、良好な夫婦関係が築けなくなり、最悪の場合離婚にまで至ってしまう現象のこと。

### 〔ジェンダー／gender〕

社会通念や慣習の中には、社会によって作りあげられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的性別」はそれ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。生まれついでる男性、女性の別は「生物学的性別」（セックス／SEX）という。

### 〔児童センター〕

児童に健全な遊びを与え、その遊びを通じて、体力増進と情操を豊かにすることを目的とした施設。可児市内には、4か所設置されている。

### 〔障がい者生活支援センター〕

障がいのある方が、地域の中で、安心して暮らせるよう、自立や社会参加の促進を支援する機関。運営は可児市社会福祉協議会。

### 〔女性市民委員候補者登録制度〕

政策や方針の決定に当たり、広く女性市民の意見を反映させることを目的に、女性市民委員候補者として登録をし、市の審議会等の委員の就任へつなげる制度。登録期間は、2年間で、第1期は平成23年9月から25年8月まで実施し、登録者30名のうち20名を審議会等の委員の就任へつなげた。

### 〔性差に基づいた医療（性差医療）〕

体に違いがある男女では、病気に対する予防方法や治療法も異なるという考え方に基づいた医療。

### 〔セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）〕

性的な言動により相手に不快感を与え、相手の生活環境を害し、またはその相手に不利益を与える行為をいう。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、人目にふれる場所へのわいせつな写真やポスターの掲示などが含まれる。

※「セクハラ防止」のように他の語と組み合わされている場合はセクハラと表記しています。

## タ 行

### 〔多文化共生センター「フレビア」〕

外国人をはじめとして多様な文化を背景に持つ市民の交流を促進し、文化や習慣等の相

互理解を深め、ともに安心して生きられる地域社会の形成に資するため、平成 20(2008)年 4 月に開館した。「情報提供」「日本語の学習支援」「外国人の相談」「交流の場の提供」を 4 つの機能の柱として、多文化共生を進めている。

#### 〔地域子育て支援センター〕

子育て家庭等に対し、育児不安などについての相談・指導を行う場。可児市内では、2 か所の保育園に設置されている。

#### 〔地域包括支援センター〕

公正・中立な立場から、地域における総合相談、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントを担う中核機関。可児市内には、4 か所設置されている。

#### 〔(可児市) 男女共同参画講座企画運営委員会〕

男女共同参画に関する意識啓発を進めるために、講座の企画や運営を、市民参画で実施するための委員会。

#### 〔男女共同参画サロン〕

男女共同参画に関わる情報発信や情報提供をはじめ、学習・交流機能、女性を取り巻く様々な問題の解決に向けた相談の場と、個人やグループのネットワークづくり機能の場を合わせ持った場を月 1 回文化創造センターにおいて開設している。

#### 〔(可児市) 男女共同参画推進審議会〕

男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため設置し、学識経験者及び市民のうちから市長が委嘱する委員 12 人以内で組織する。

#### 〔デートDV〕

DV に対し、結婚していない恋人同士、学生や若い世代で起こる暴力を「デート DV」と呼ぶ。

#### 〔DV (ドメスティック・バイオレンス)〕

配偶者、恋人その他の親密な関係にある者からの身体的、精神的、経済的または性的な苦痛を与えられる暴力行為。

## ナ 行

#### 〔二次的被害〕

DV 被害者と直接接する支援者等が、被害者への理解が不十分なため、不適切な対応をし、被害者に更なる被害が生じること。



## ハ 行

### 〔パブリック・コメント〕

行政が施策などについて意思決定を行う前に、広く市民からの意見を集め意思決定に反映させることを目的とした制度。

### 〔パワー・ハラスメント（パワハラ）〕

職場等において、職務上の地位や影響力を利用して、相手の人格や尊厳を侵害する言動を繰り返し行うことにより、その人の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与えること。

### 〔ファミリー・サポート・センター〕

地域において、育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う事業。

### 〔ファミリー・フレンドリー企業〕

仕事と育児・介護とが両立できるような制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業。

### 〔フレックスタイム制〕

一定期間に一定時間数労働することを条件として、1日の労働を自由に開始・終了できる制度。労使協定の締結が必要となるが、労働者は生活と仕事の調和を図って効率よく働くことができたり、生産性の向上が図られたりするなどの利点がある。

### 〔放課後児童健全育成事業（キッズクラブ）〕

厚生労働省が管轄する事業で、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。可児市においては、市内の10か所で小学6年生までを対象にキッズクラブを設置している。

### 〔ポジティブ・アクション〕

積極的な差別解消政策。不平等な待遇を受けてきた人種的・社会的少数派に対し、教育や雇用の機会を一定の比率で優先的に取扱うなどの方策をとることによって、実質的な機会均等の実現を目的とした暫定的な特別処置。

## マ 行

### 〔マタニティ・ハラスメント〕

働く女性が妊娠・出産にあたって、職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせ、いじめのこと。

### 〔メディア・リテラシー〕

リテラシーとは読み書き能力のことであり、メディア・リテラシーとはメディアを「正しく」読み、それを批判し、それを踏まえて自ら発信する能力のこと。

## ヤ 行

### 〔要援護者〕

民生委員児童委員が行う見まもり活動の中で、見まもりが必要な人に対する福祉サービスの情報提供、地域で支える福祉ネットワークづくりや救援等にかすことを目的に実態調査（要援護者調査）を実施して把握する「在宅で生活している見守りが必要と思われる人等のこと」。

### 〔（可児市）要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会〕

児童の福祉・教育・保健医療及びDV防止を職務としている機関等の関係者で構成し、要保護児童の適切な保護及びDV防止を図るために必要な情報交換を行うとともに、要保護児童及びその保護者並びにDV被害者に対する支援の内容に関する協議を行う。

## ラ 行

### 〔リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する女性の健康／権利）〕

平成6（1994）年のカイロの国連会議（国際人口・開発会議）で国際的承認を得た考え方。主として妊娠・出産に限られがちだった従来の「女性の健康」を、月経、避妊、中絶、不妊、子育て、更年期障害、性感染症などの面から捉え、女性が生涯にわたって自分の健康を主体的に確保することをめざそうとするもの。いつ、何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、安全な出産調整、子どもが健康に生まれ育つこと、また、これらに関連して思春期や更年期における健康上の問題など、生涯を通じての性と生殖に関する課題が含まれる。このようなリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利がリプロダクティブ・ライツであり、基本的人権としての確立が必要とされる。

## ワ 行

### 〔ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）〕

性別・年齢に関係なく誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

## 2 可児市男女共同参画に関するデータ（抜粋）

本プランの本文の内容に関連するデータをまとめます。

### 可児市男女共同参画に関する調査の概要

#### ①調査対象

（市民調査）可児市内の20歳以上の2,000人（女性1,000人、男性1,000人）を無作為抽出

（事業所調査）可児商工会議所、兼山町商工会登録事業所から500事業所を無作為抽出

#### ②調査期間

（市民調査）平成25年5月15日から平成25年5月31日

（事業所調査）平成25年6月21日から平成25年7月5日

#### ③調査方法

（市民調査）郵送による配布・回収

（事業所調査）郵送による配布・回収

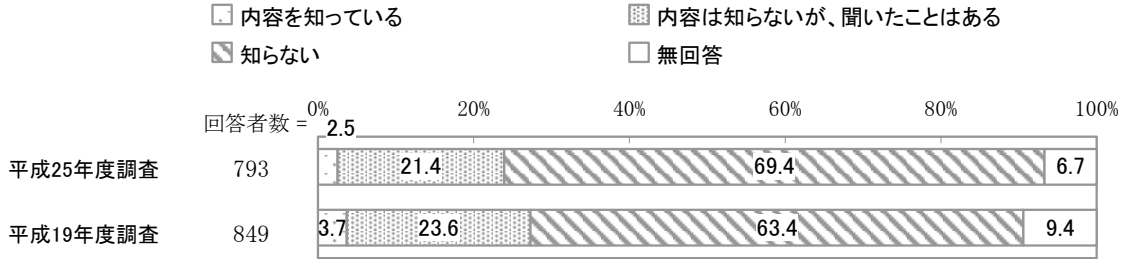
#### ④回収状況

	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
市民意識調査	2,000通	797通	793通	39.7%
事業所調査	500通	188通	188通	37.6%

#### ⑤調査結果の表示方法

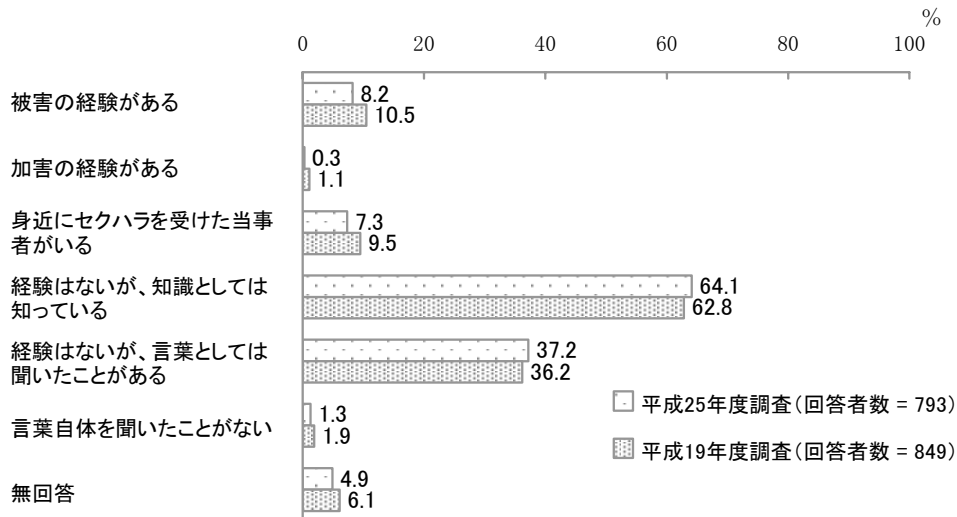
- ・回答は各質問の回答者数を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。

参考 - 図1 可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例の認知度



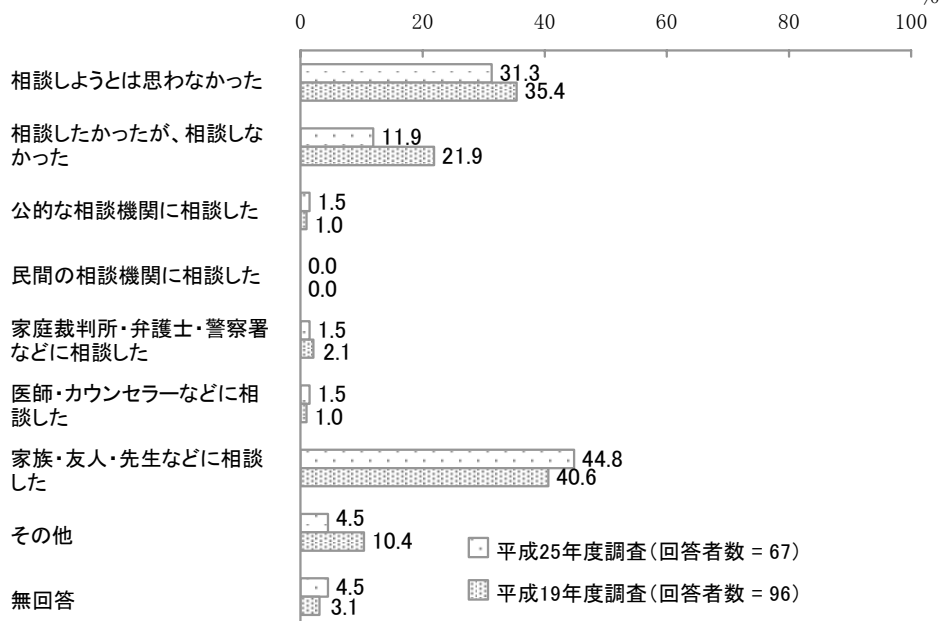
資料：可児市 男女共同参画に関する市民意識調査

参考 - 図2 セクシュアル・ハラスメントを受けた経験の有無と認知度



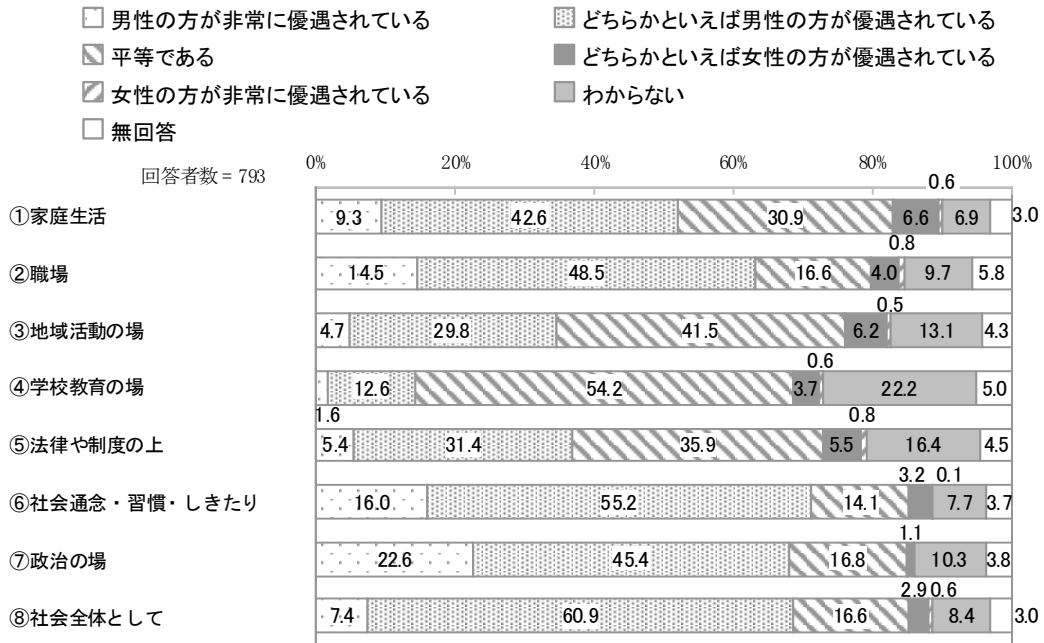
資料：可児市 男女共同参画に関する市民意識調査

参考 - 図3 セクシュアル・ハラスメントを受けた際の相談先



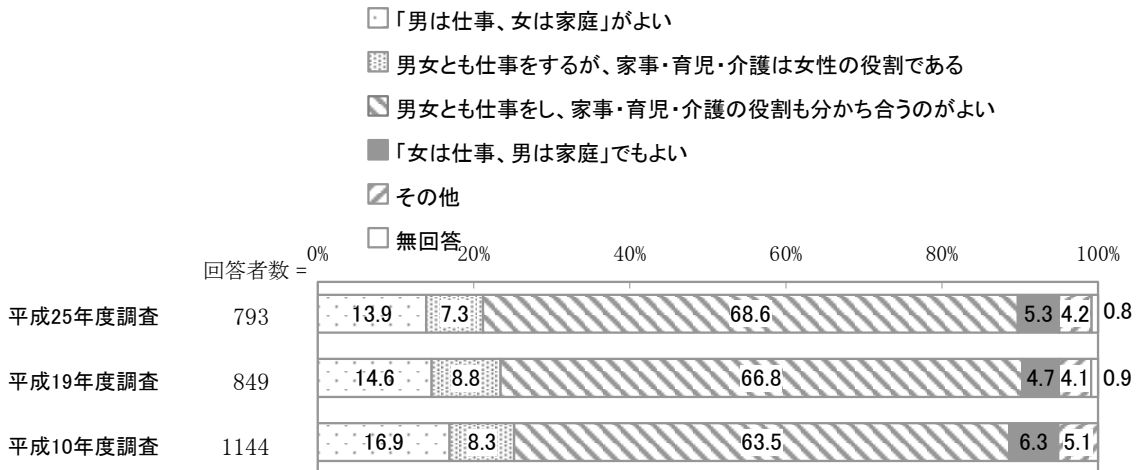
資料：可児市 男女共同参画に関する市民意識調査

参考 - 図4 各分野での男女の平等意識



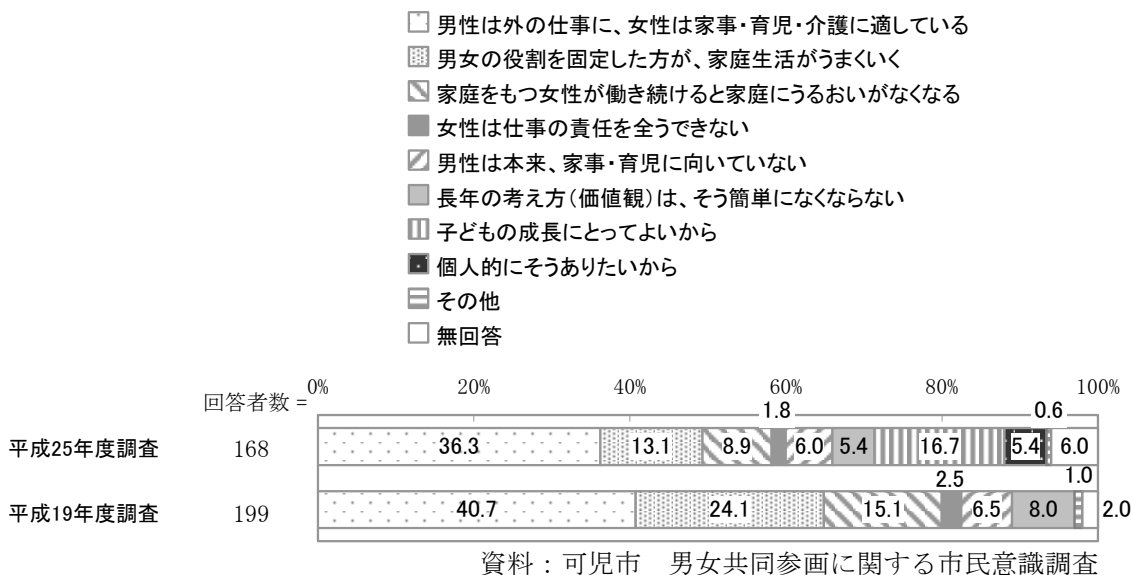
資料：可児市 男女共同参画に関する市民意識調査

参考 - 図5 「男は仕事、女は家庭」という考え方

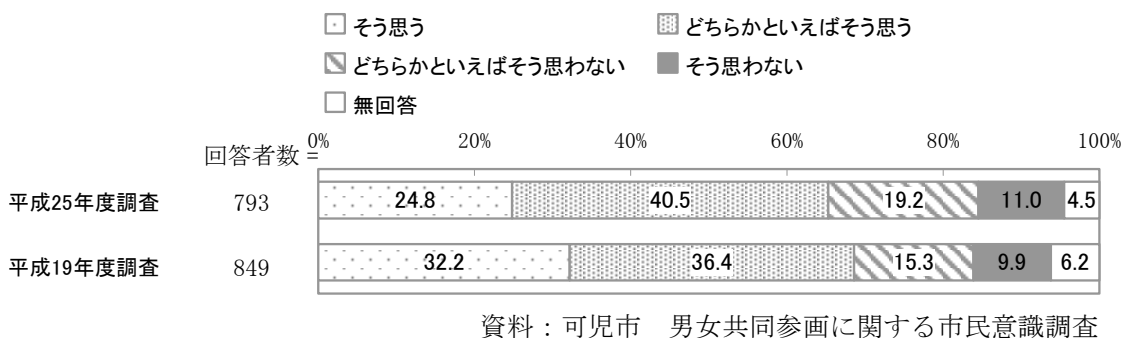


資料：可児市 男女共同参画に関する市民意識調査

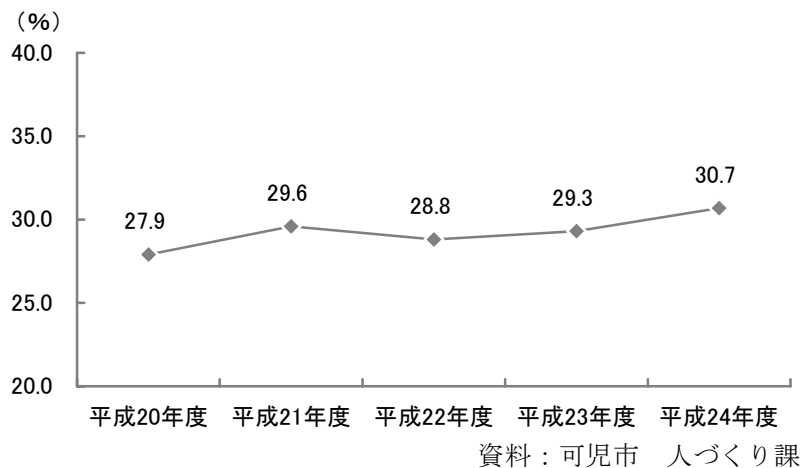
参考 - 図6 「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する意識の理由



参考 - 図7 「女の子は女らしく、男の子は男らしく育てるのがよい」という考え方

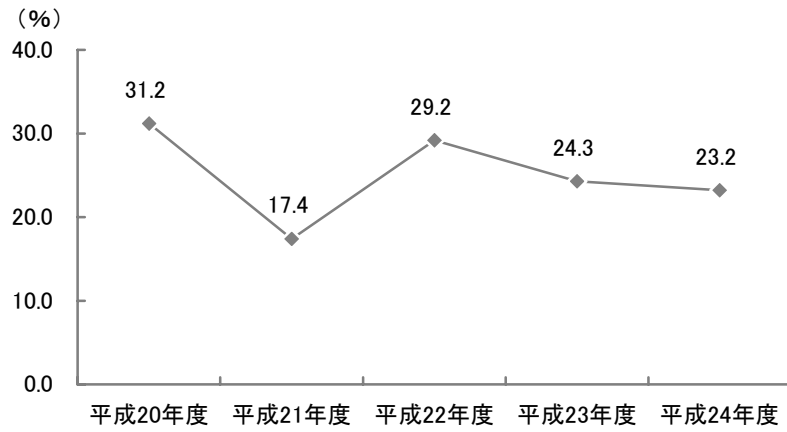


参考 - 図8 審議会等における女性委員の割合の推移



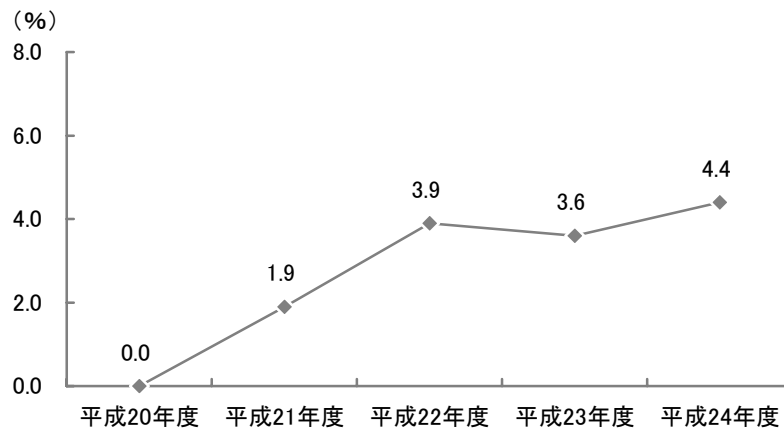
資料編

参考 - 図9 女性委員のいない審議会等の割合



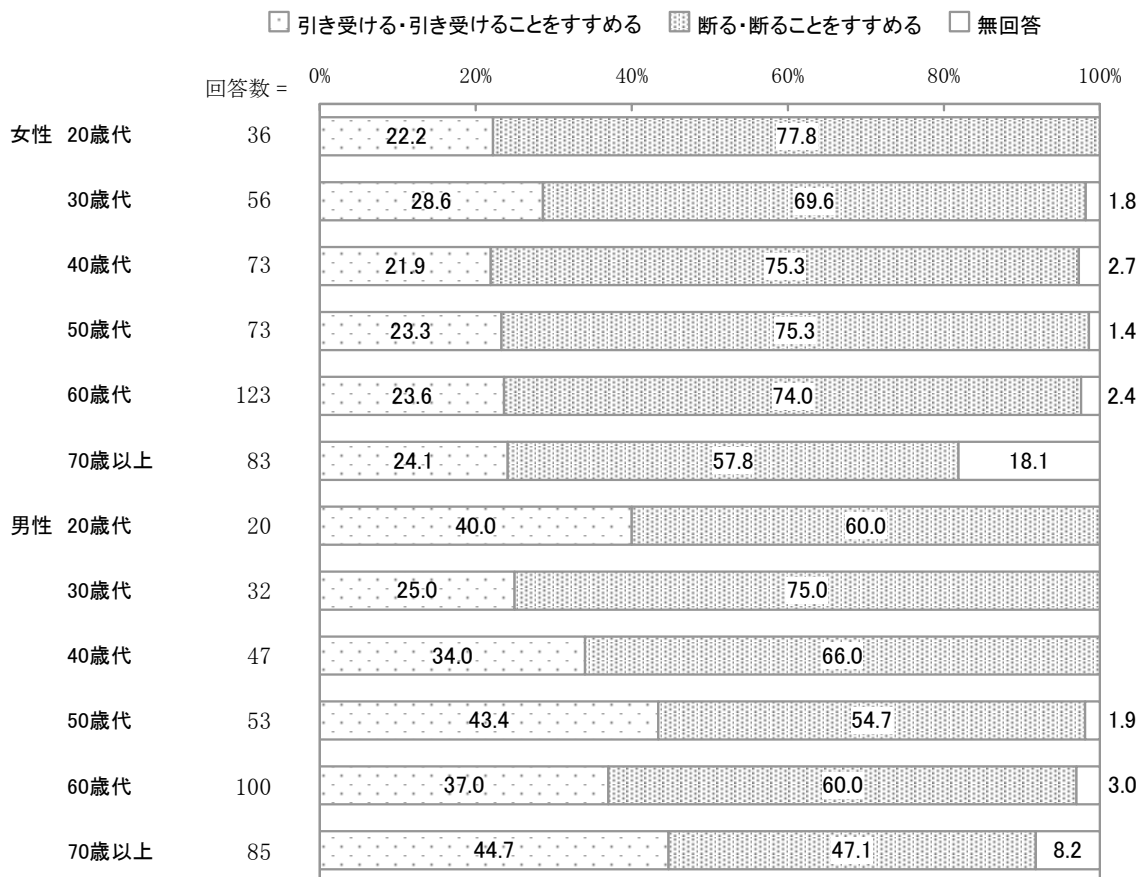
資料：可児市 人づくり課

参考 - 図10 市の管理職（課長職以上）における女性の割合



資料：可児市 秘書課

参考 - 図 11 女性が地域活動の役職に薦められた際の対応



資料：可見市 男女共同参画に関する市民意識調査

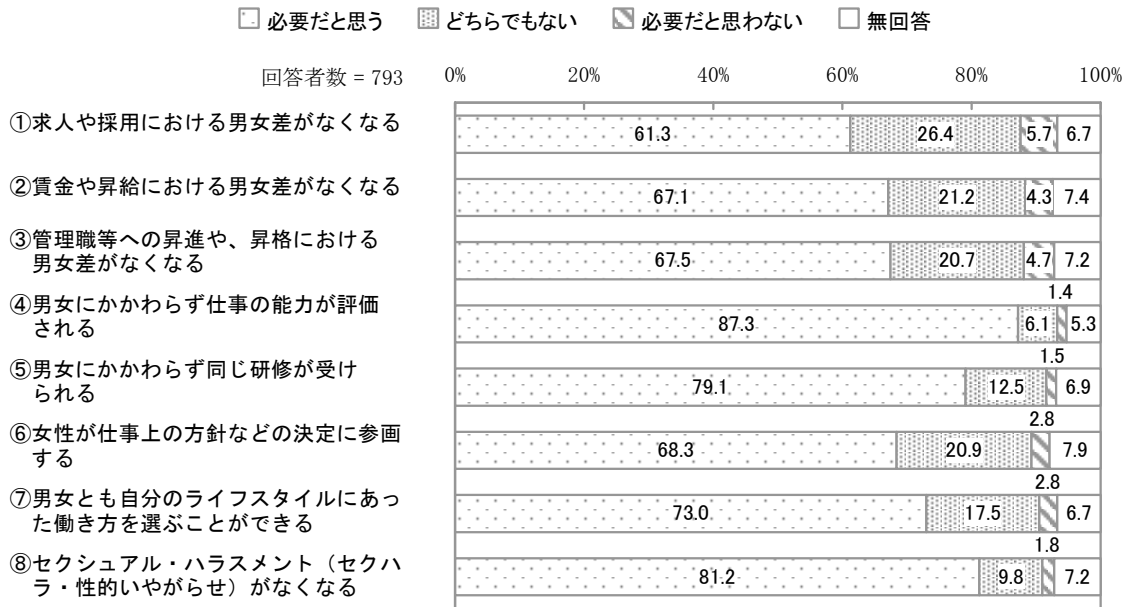
参考 - 図 12 女性が地域活動の役職に薦められた際に拒否する理由



資料：可見市 男女共同参画に関する市民意識調査

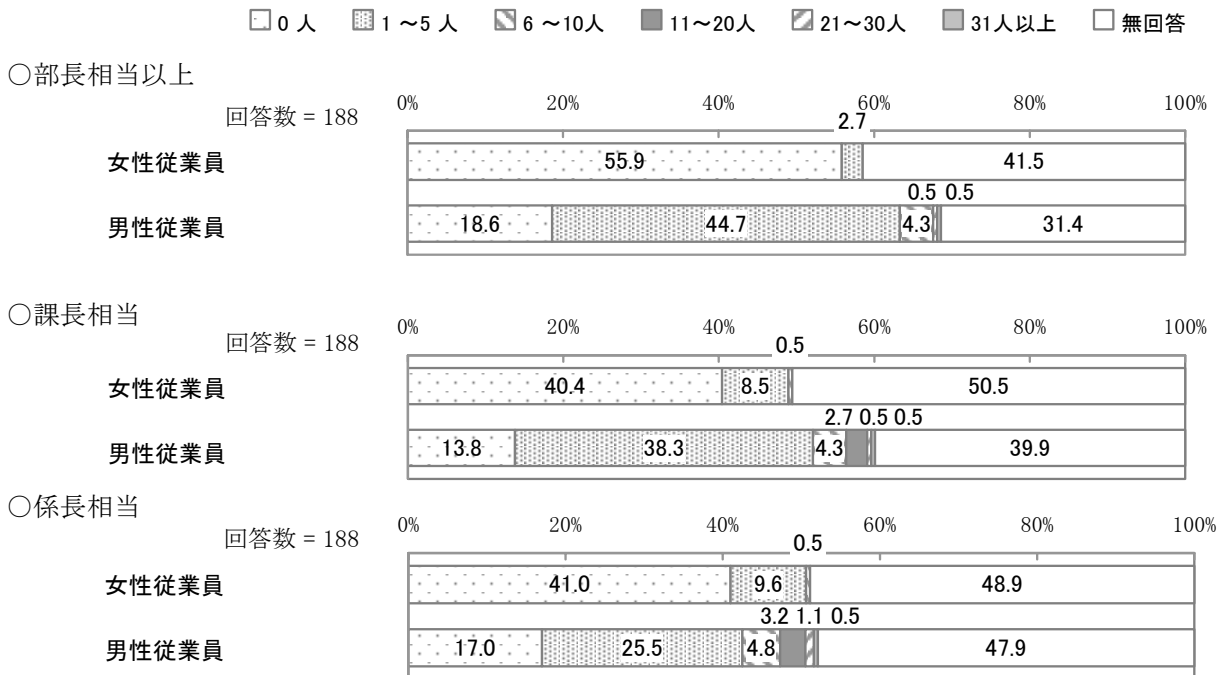


参考・図 13 男女がともに働く職場において必要なこと



資料：可児市 男女共同参画に関する市民意識調査

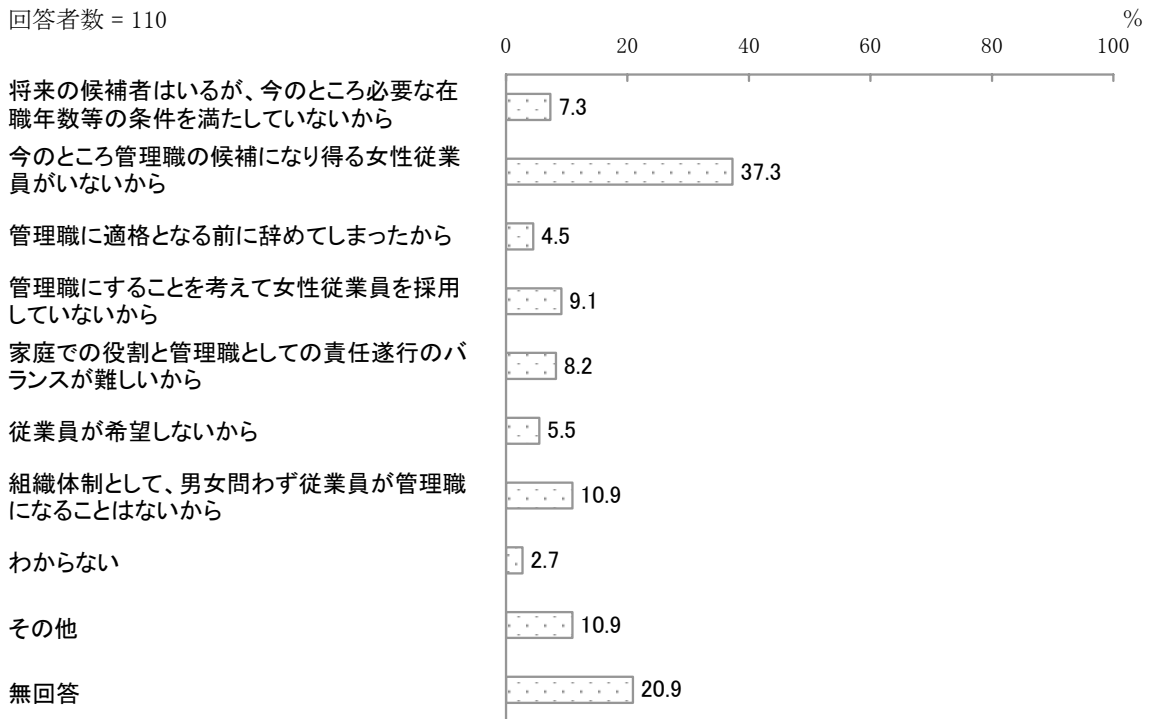
参考 - 図 14 事業所における女性管理職の割合



資料：可児市 男女共同参画に関する事業所調査

参考 - 図 15 女性の管理職がない理由

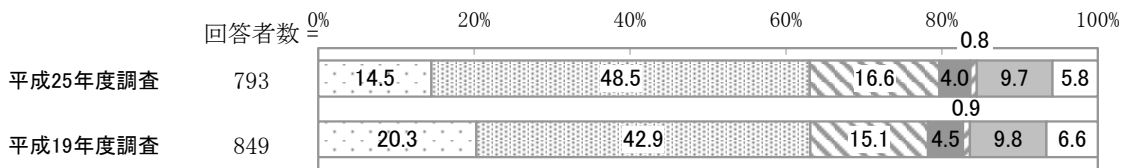
回答者数 = 110



資料：可児市 男女共同参画に関する事業所調査

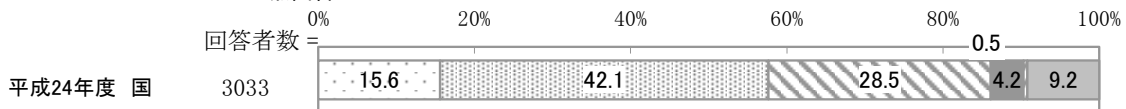
参考 - 図 16 職場における男女の平等意識

- 男性の方が非常に優遇されている
- 平等である
- 女性の方が非常に優遇されている
- 無回答
- どちらかといえば男性の方が優遇されて
- どちらかといえば女性の方が優遇されて
- わからない



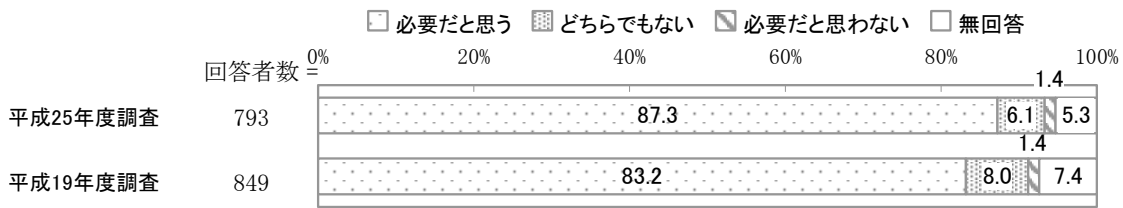
資料：可児市 男女共同参画に関する市民意識調査

- 男性の方が非常に優遇されている
- 平等
- 女性の方が非常に優遇されている
- 無回答
- どちらかといえば男性の方が優遇されて
- どちらかといえば女性の方が優遇されて
- わからない



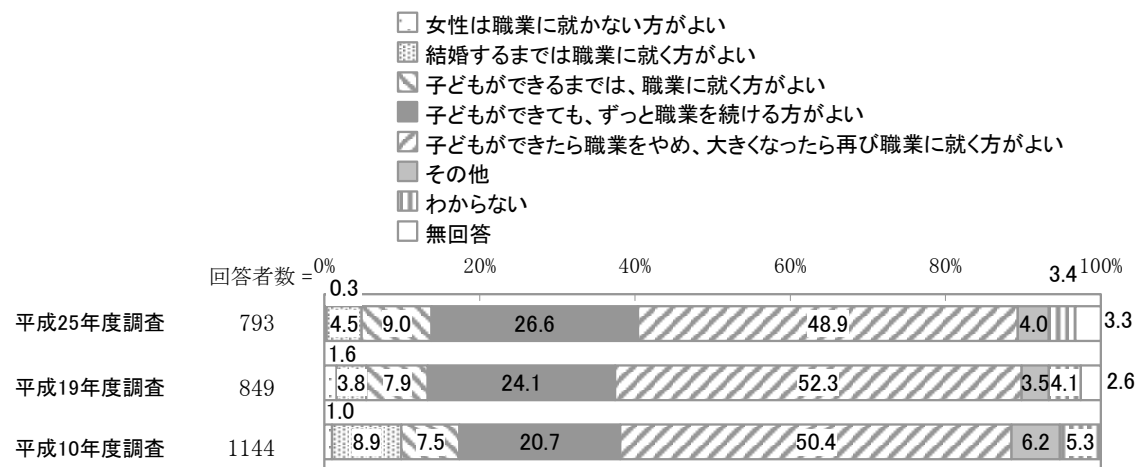
資料：内閣府 男女共同参画社会に関する世論調査

参考 - 図 17 「男女にかかわらず仕事の能力が評価される」ことの必要性

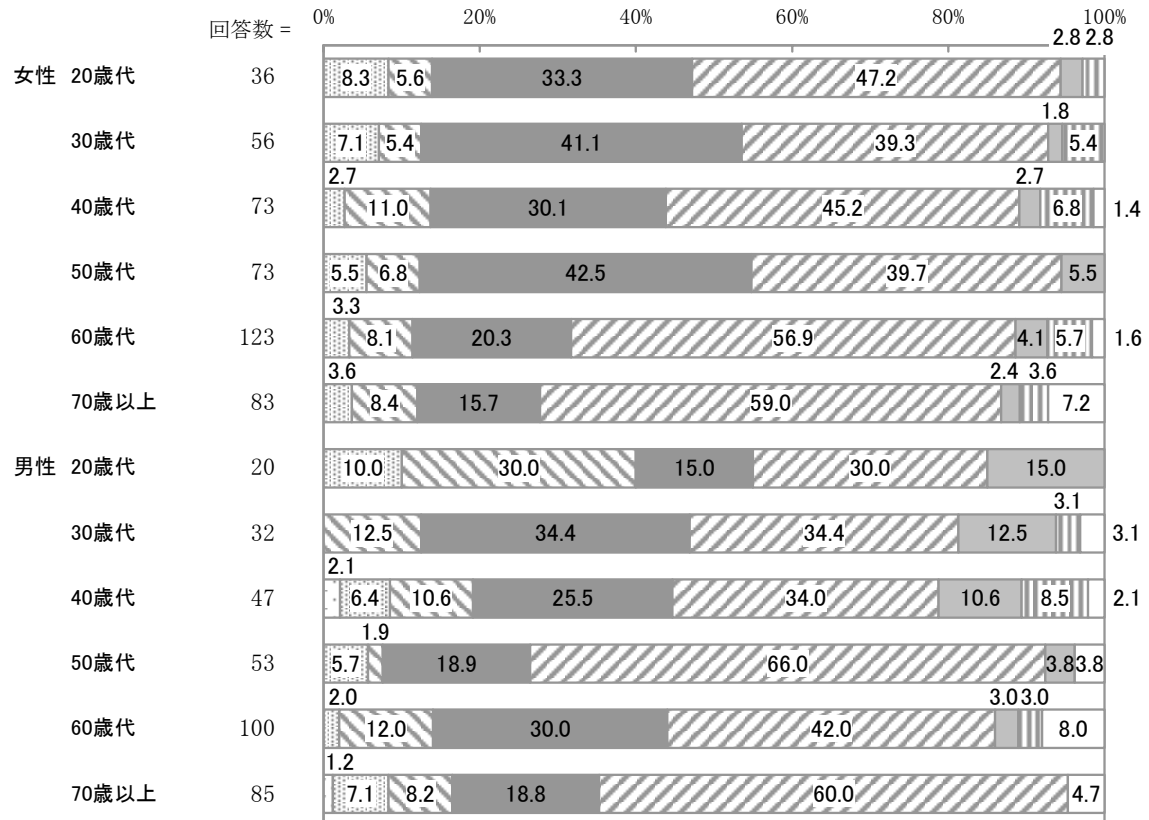


資料：可児市 男女共同参画に関する市民意識調査

参考 - 図 18 女性が職業に就くことに対する意識

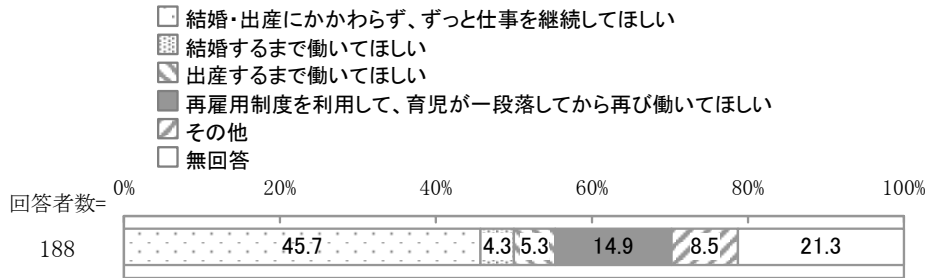


<性年齢別>



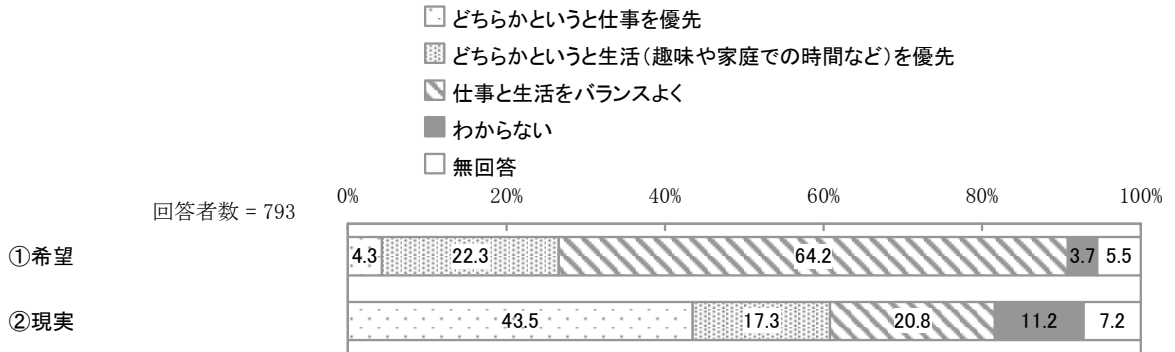
資料：可児市 男女共同参画に関する市民意識調査

参考 - 図 19 女性従業員に望む働き方



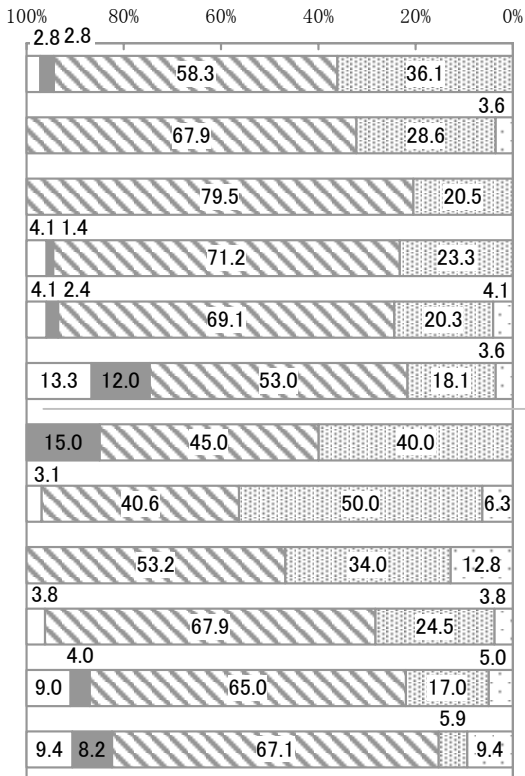
資料：可児市 男女共同参画に関する事業所調査

参考 - 図 20 日々の暮らしの中での時間の使い方

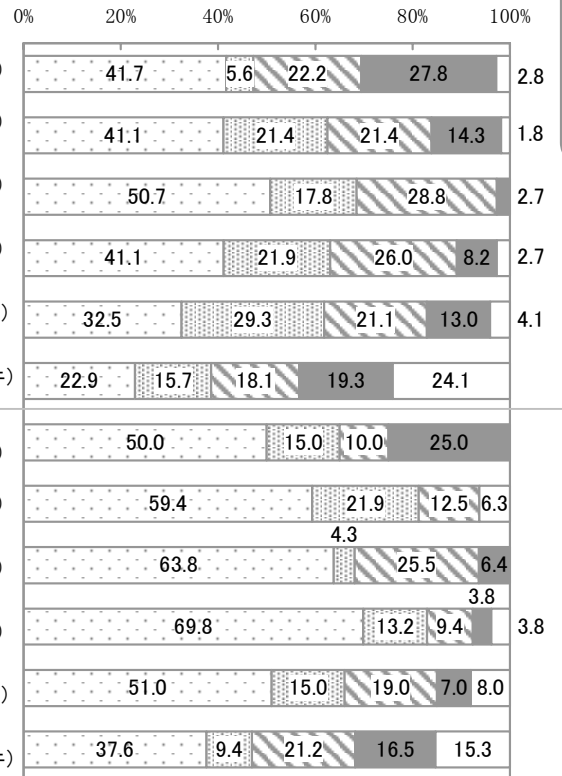


<性年齢別>

①希望

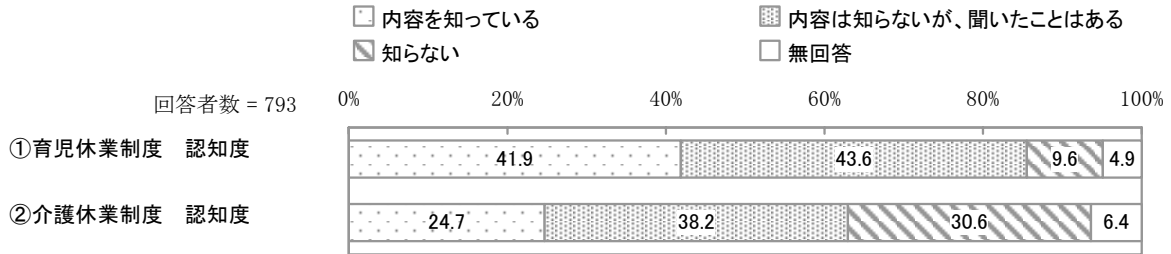


②現実



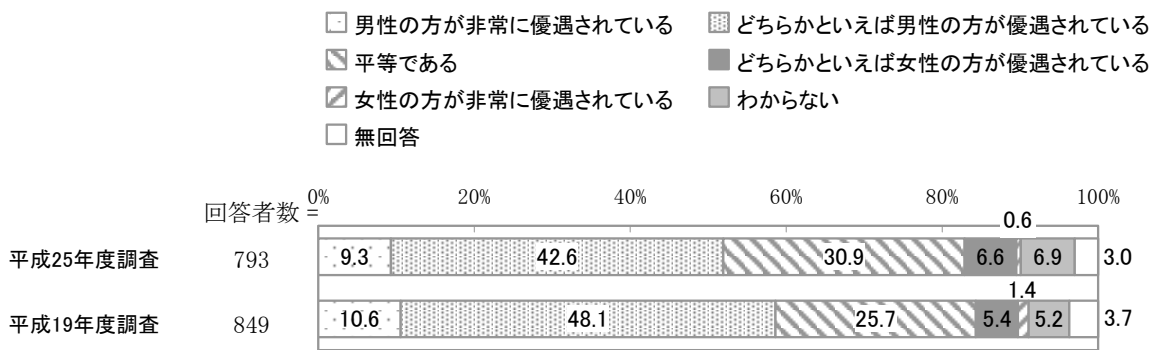
資料：可児市 男女共同参画に関する市民意識調査

参考・図 21 育児休業・介護休業制度の認知度

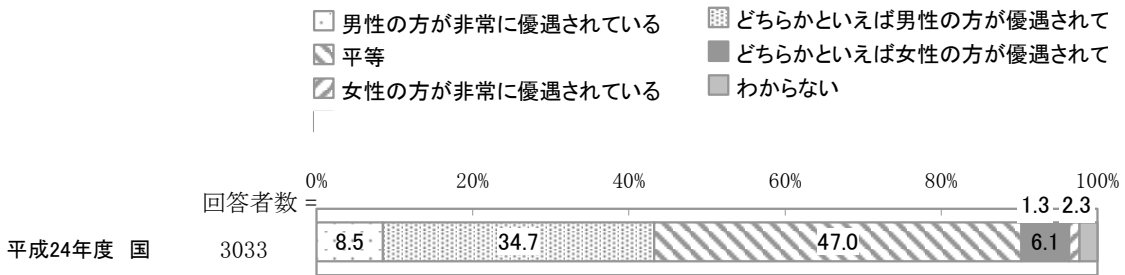


資料：可児市 男女共同参画に関する市民意識調査

参考 - 図 22 家庭生活における男女の平等意識

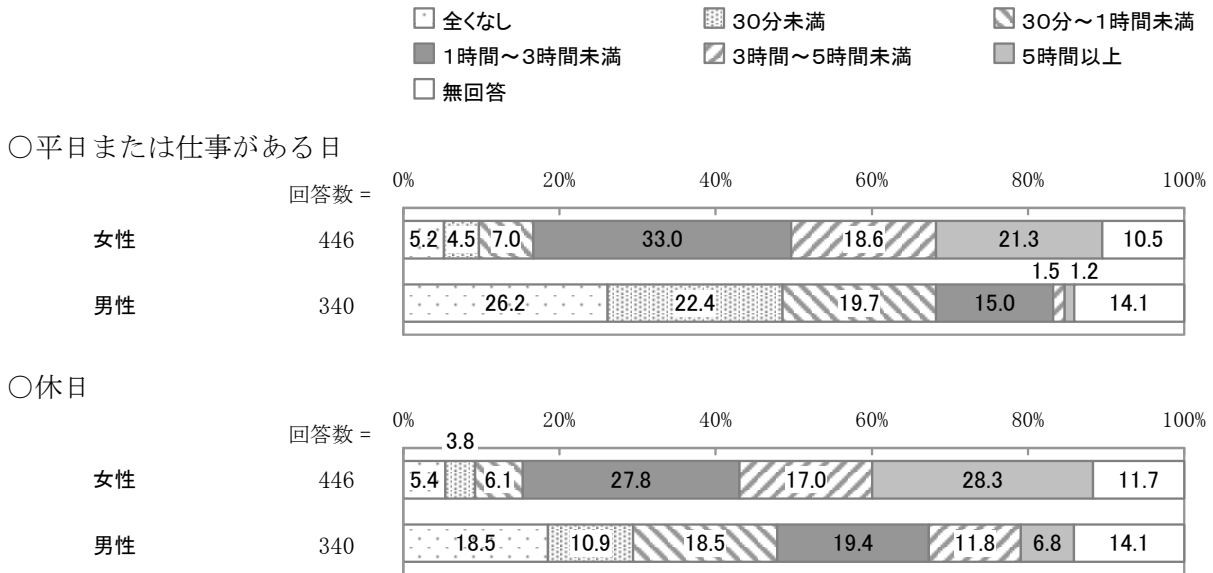


資料：可児市 男女共同参画に関する市民意識調査



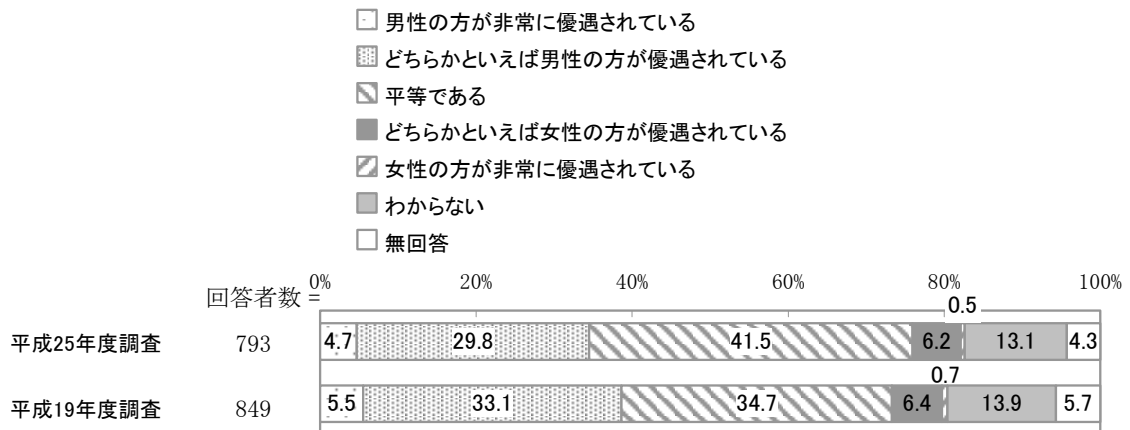
資料：内閣府 男女共同参画社会に関する世論調査

参考 - 図 23 家事・育児・介護に携わる時間（性別）



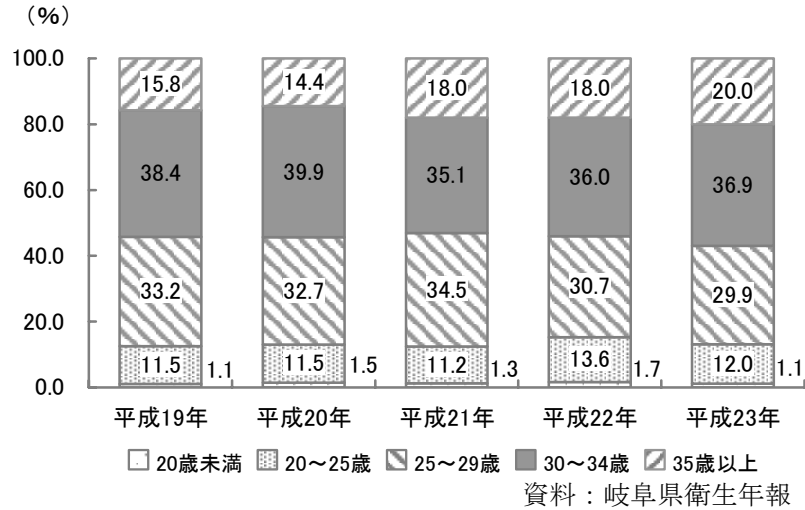
資料：可児市 男女共同参画に関する市民意識調査

参考 - 図 24 地域活動の場における男女の平等意識

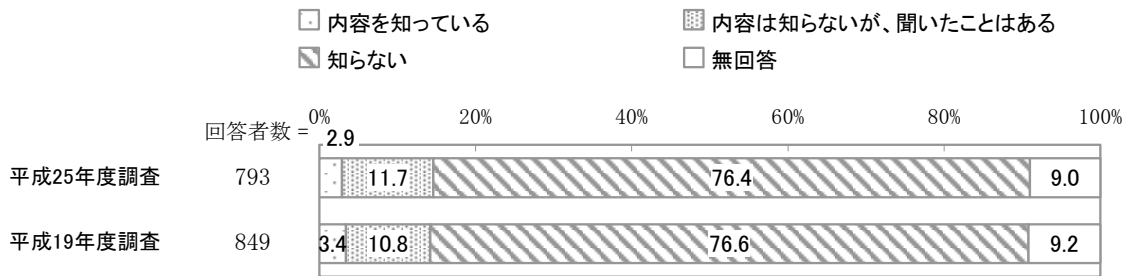


資料：可児市 男女共同参画に関する市民意識調査

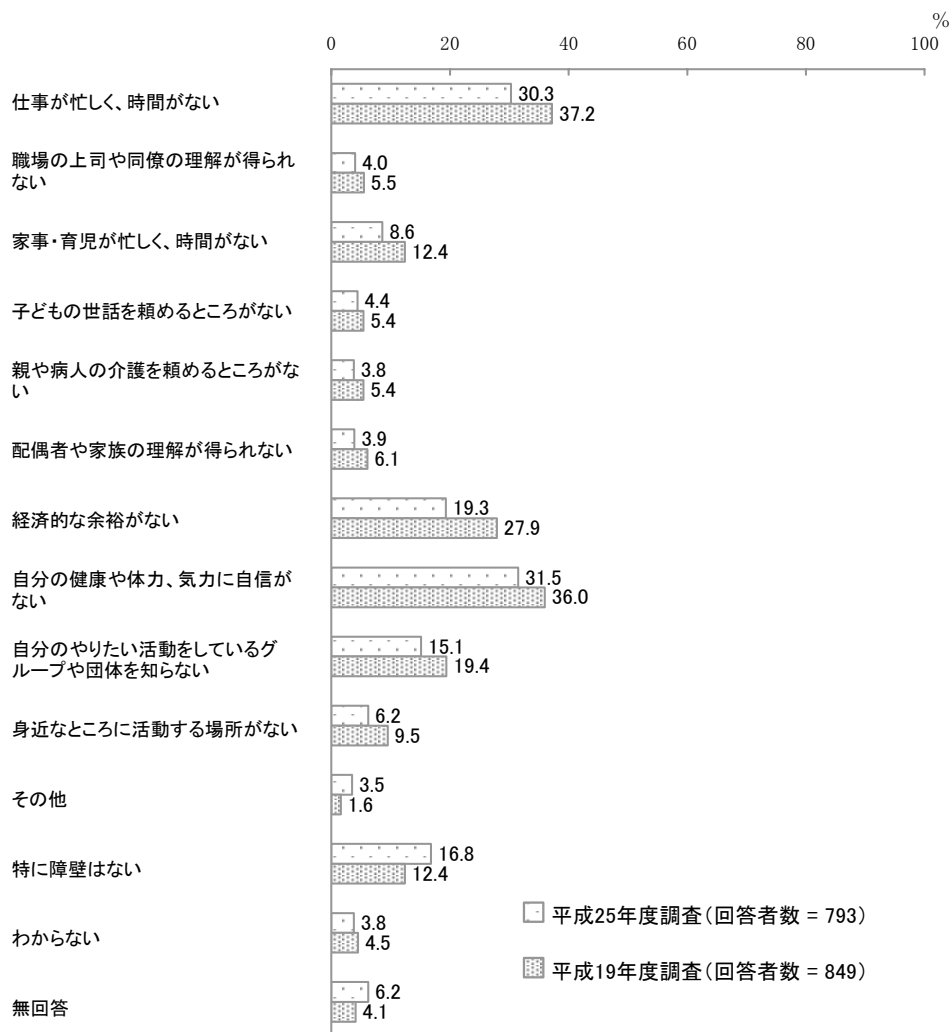
参考 - 図 25 母親年齢階級別出生割合の推移



参考 - 図 26 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの認知度

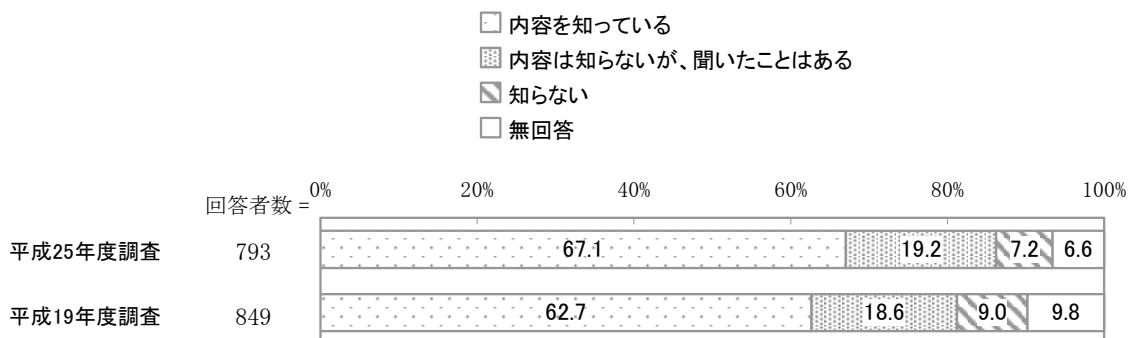


参考 - 図 27 地域活動を行う場合の障壁



資料：可児市 男女共同参画に関する市民意識調査

参考 - 図 28 DVの認知度

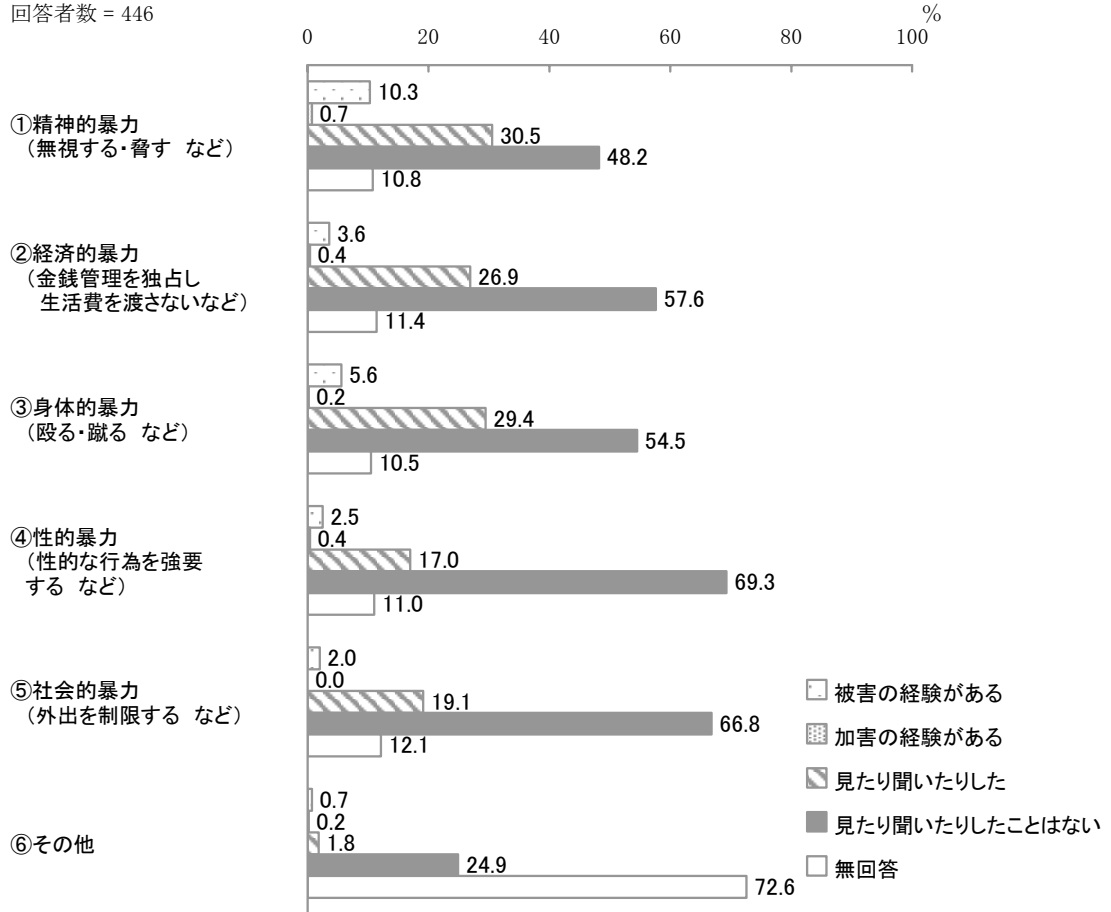


資料：可児市 男女共同参画に関する市民意識調査



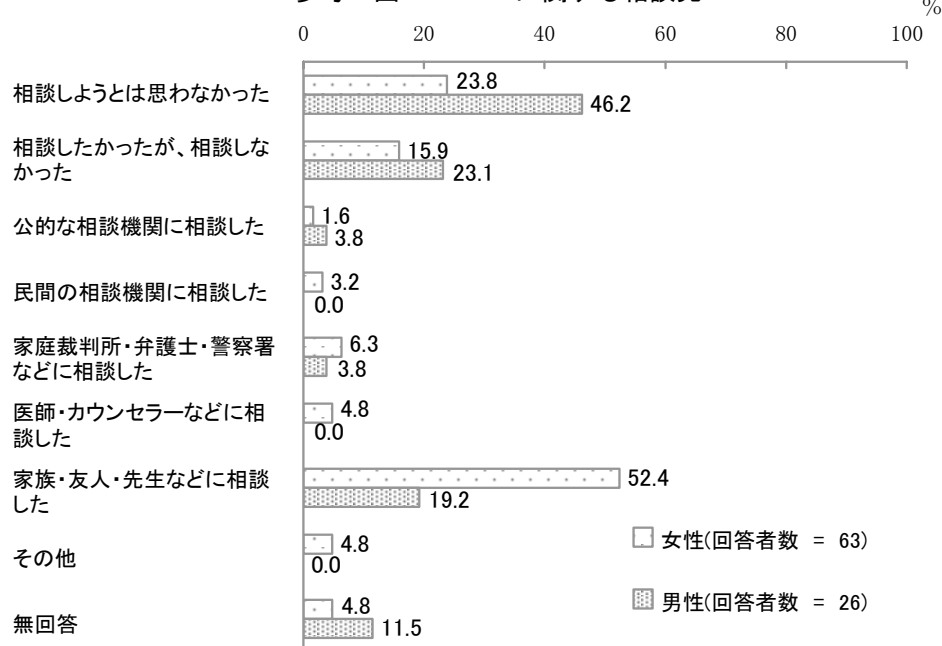
参考 - 図 29 DVに関する経験の有無と認知度

回答者数 = 446



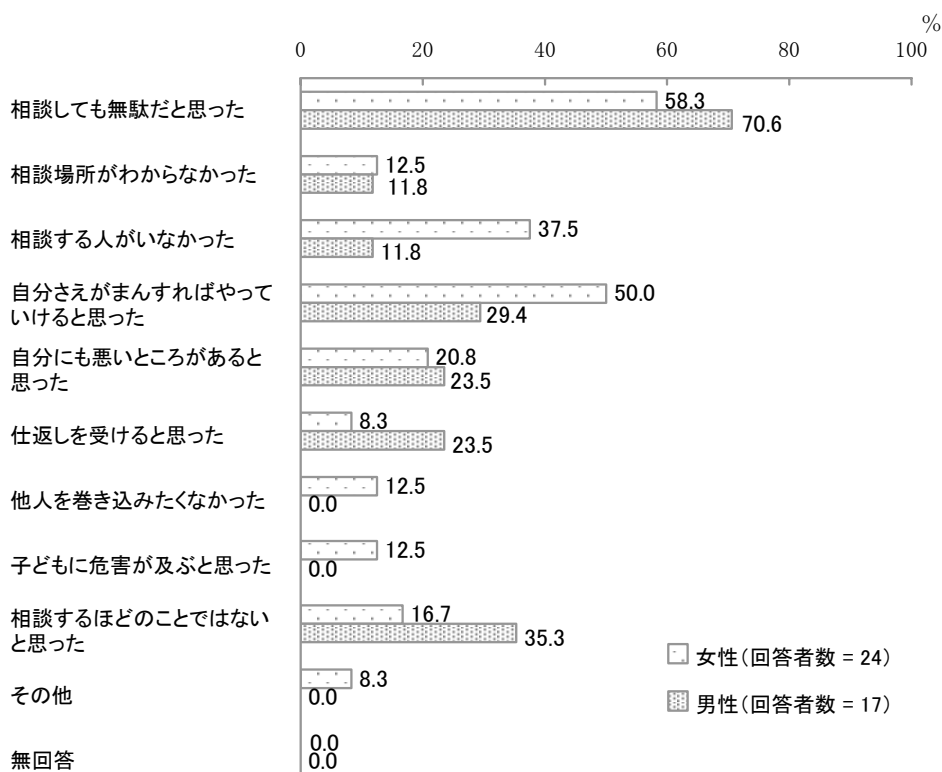
資料：可児市 男女共同参画に関する市民意識調査

参考 - 図 30 DVに関する相談先



資料：可児市 男女共同参画に関する市民意識調査

参考 - 図 31 DVに関して相談しなかった理由（性別）



資料：可児市 男女共同参画に関する市民意識調査

### 3 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下  
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組  
が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進め  
られてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我  
が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、  
男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、  
性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する  
ことができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題と  
なっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現  
を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付  
け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の  
形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要  
である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念  
を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地  
方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する  
取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制  
定する。

#### 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社  
会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を  
実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の  
形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体  
及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画  
社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定め  
ることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計  
画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意  
義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構  
成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野  
における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均  
等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受する  
ことができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成する  
ことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間  
の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のい  
ずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することを  
いう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人として  
の尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取  
扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する  
機会が確保されることその他の男女の人権が尊重される  
ことを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会に  
おける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等  
を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中  
立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の  
形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、  
社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の  
選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとする  
ように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対  
等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政  
策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同し  
て参画する機会が確保されることを旨として、行われな  
なければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男  
女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族  
の介護その他の家庭生活における活動について家族の一  
員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の  
活動を行うことができるようにすることを旨として、行  
われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会にお  
ける取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男  
女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われな  
なければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同  
参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」と  
いう。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に  
関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総  
合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共  
同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策  
及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施  
策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社

会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視

又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号） 抄

(施行期日)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(施行の日 平成13年1月6日)

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

## 4 可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例

(平成19年6月13日条例第23号)

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 権利侵害の禁止等（第9条・第10条）

第3章 基本的施策（第11条—第22条）

第4章 男女共同参画推進審議会（第23条）

第5章 その他（第24条）

附則

私たちは皆、個人の尊厳と法のもとの平等を日本国憲法において保障されています。私たちのまち可児市では、国における「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准や男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付けた「男女共同参画社会基本法」の制定という動きのなかで、男女共同参画への取組を進めてきました。しかしながら、今なお男女の役割を固定的に捉える意識や社会慣行が根深く残っており、真の男女平等の達成には、まだ多くの課題が残されています。私たちは、国内外の様々な場所で生まれ育った人たちが可児市民として暮らす中で、お互いの多様な生き方を認め合い、男女が対等な立場で人権を尊重し、共に責任を担い、利益も分かち合う男女共同参画社会の実現を急がなければなりません。ここに、私たちは、すべての市民が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる「だれもが輝く男女共同参画のまち・可児」をつくることを目指して、この条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市並びに市民、市民が関わる各種団体、事業者及び教育関係者（以下「市民等」という。）の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義

は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 男女共同参画 男女が、個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、ともに責任を担うことをいいます。

(2) 市民 市内に居住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいいます。

(3) 市民が関わる各種団体 市民が市内において主体的に地域活動を行う団体をいいます。

(4) 事業者 市内において営利、非営利を問わず事業活動を行う個人及び法人をいいます。

(5) 教育関係者 市内においてあらゆる教育又は保育に携わる者をいいます。

(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある者からの身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与えられる暴力的行為をいいます。

(7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手に不快感を与え、相手の生活環境を害し、又はその相手に不利益を与える行為をいいます。

(8) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における活動において男女間に参画する機会の格差が生じている場合に、その格差を是正するため必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

（基本理念）

第3条 市及び市民等は、次の各号に掲げる基本理念に基づいて、男女共同参画を推進します。

(1) 男女は、個人として尊重され、直接的、間接的を問わず性別による差別的取扱いを受けることなく、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場において、その個性及び能力を発揮する機会が確保されること。

(2) 男女は、性別による固定的な役割分担等に基づく社会の制度又は慣行により、社会活動に制限を受けることなく、多様な生き方が自由に選択できるよう配慮されること。

(3) 男女は、社会の対等な構成員として、市の政策及び家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場における意思決定に参画する機会が確保されること。

(4) 男女は、相互の協力及び社会の支援のもと、子育て、介護その他の家庭生活における活動及び職業生活その他の社会における活動に対等に参画できること。

(5) 家庭、学校及び社会のあらゆる教育の場において、個人の尊厳及び男女平等を基本とした教育が行われること。

(6) ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等の暴力は、犯罪及び人権侵害であるとの認識のもと、その根絶を目指すこと。

(7) 男女の性別にとどまらず、性同一性障がい等を有する者その他のあらゆる者の人権について配慮されること。

(8) 国際的な取組及び市内に居住する外国人への理解のもとに、男女共同参画の施策が行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進に関する基本計画を策定し、実施しなければなりません。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、推進体制の整備及び必要な財政上の措置を講じなければなりません。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施にあたり、国、他の地方公共団体及び市民等と連携を図らなければなりません。

4 市は、率先して男女共同参画の推進に取り組むとともに、事業者の模範となるよう努めなければなりません。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画の推進に関する施策を理解し、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場において男女共同参画の推進に努めるものとします。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策、調査等に協力するものとします。

(市民が関わる各種団体の責務)

第6条 市民が関わる各種団体は、その団体活動において、男女が平等に参画する機会を確保し、男女共同参画の推進に努めるものとします。

2 市民が関わる各種団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策、調査等に協力するものとします。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めるとともに、男女が職場における活動と

家庭、地域、学校等における活動とを両立できる職場環境づくりに努めるものとします。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策、調査等に協力するものとします。

(教育関係者の責務)

第8条 教育関係者は、教育及び保育の場において、男女共同参画の推進に配慮した教育及び保育を行うように努めるものとします。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策、調査等に協力するものとします。

## 第2章 権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 市民等は、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場において、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンス
- (3) セクシュアル・ハラスメント

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第10条 市民等は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、暴力的行為並びに性的いやがらせを助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければなりません。

## 第3章 基本的施策

(基本計画)

第11条 市長は、第4条第1項に規定する基本計画を策定し、又は変更するときは、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるとともに、第23条に規定する可児市男女共同参画推進審議会に諮問しなければなりません。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、これを速やかに公表しなければなりません。

(積極的格差是正措置)

第12条 市は、政策の立案、決定その他の機会において男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、積極的格差是正措置を講じるよう努めなければなりません。

2 市は、あらゆる分野の意思決定過程において、男女間に参画する機会の格差が生じないように市民等と協力し、改善に努めなければなりません。

(年次報告)



第 13 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施内容及び進捗状況について、年次報告書を作成し、これを公表しなければなりません。

(調査研究及び広報啓発活動)

第 14 条 市は、男女共同参画の推進に必要な調査研究及び情報の収集を行わなければなりません。

2 市は、男女共同参画に関する市民等の理解を深めるため、積極的に広報啓発活動を行わなければなりません。

(労働の分野における共同参画の推進)

第 15 条 市は、労働の分野における男女共同参画を推進するため、事業者に必要な情報の提供その他の支援に努めなければなりません。

2 市は、必要があると認めるときは、事業者に男女共同参画の推進に関する取組の状況についての報告を求めるとともに、助言を行うものとします。

(家庭生活と職業生活等との両立支援)

第 16 条 市は、男女が相互に協力し、子育て、介護その他の家庭生活における活動と職業生活その他の社会における活動とを両立できるよう、必要な支援を行うよう努めなければなりません。

(教育及び学習の支援)

第 17 条 市は、家庭、学校及び社会のあらゆる教育の場において、男女共同参画について関心と理解が深まるよう、教育及び学習の推進に必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

(ドメスティック・バイオレンス等の防止及び被害を受けた者への支援)

第 18 条 市は、第9条に掲げる行為の防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、関係機関と連携し、適切な支援を行わなければなりません。

(生涯にわたる健康に対する支援)

第 19 条 市は、男女が互いの性についての理解を深め、特に妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項について個人の意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活ができるよう情報提供その他の必要な支援を行うよう努めなければなりません。

(男女共同参画推進週間)

第 20 条 市は、市民等が、男女共同参画に関心を持ち、理解を深めるため、毎年6月に男女共同参画推進週間を設けます。

(活動拠点)

第 21 条 市は、市民等の男女共同参画の推進に関する

活動拠点の整備に努めるものとします。

(苦情等への対応)

第 22 条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進を阻害する行為についての苦情又は意見(以下「苦情等」という。)を受け付け、関係機関と連携を図り、適切な措置を講じなければなりません。

2 市長は、前項の規定による苦情等に対応するため必要があると認めるときは、次条に規定する可児市男女共同参画推進審議会の意見を聴かなければなりません。

3 市長は、第1項の措置を講じた結果について、可児市男女共同参画推進審議会へ報告しなければなりません。

#### 第4章 男女共同参画推進審議会

(男女共同参画推進審議会の設置)

第 23 条 男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、可児市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置きます。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査、審議及び答申するものとします。

(1) 基本計画の策定及び変更並びにその進捗状況に関すること。

(2) 苦情等への対応に関すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項に関すること。

3 審議会は、男女共同参画に関する事項について市長に意見を述べることができます。

4 審議会は、学識経験者及び市民のうちから市長が委嘱する委員 12 人以内で組織します。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数が4人以下であってはならないこととします。

5 委員の任期は2年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 委員は、再任されることができます。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

#### 第5章 その他

(委任)

第 24 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

この条例は、平成 19 年 7 月 1 日から施行します。

## 5 可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例施行規則

(平成 19 年 6 月 29 日規則第 25 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例（平成 19 年可児市条例第 23 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(苦情等の申出)

第 3 条 条例第 22 条第 1 項の苦情等の申出をしようとするもの（以下「申出人」という。）は、苦情等申出書（別記様式。以下「申出書」という。）を市長に提出するものとする。ただし、申出書の提出ができない特別の理由があるときは、口頭により申し出ることができる。

(関係機関との連携)

第 4 条 市長は、次のいずれかに該当する事項に係る苦情等については、条例第 22 条第 1 項に規定する措置を行うにあたっては、関係機関との連絡調整を緊密に図らなければならない。

(1) 裁判所において係争中の事項及び判決等のあった事項

(2) 行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項及び不服申立てに対する裁決等のあった事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）その他法令の規定により対応すべき事項

(4) 議会に請願又は陳情を行っている事項

(5) 監査委員に住民監査請求を行っている事項

(結果等の通知)

第 5 条 市長は、苦情等の申出に係る措置を講じた結果について、当該申出人に対し書面により通知する。

(審議会)

第 6 条 条例第 23 条第 1 項に規定する審議会に会長及び副会長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表す

る。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第 7 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に行われる会議の招集は、市長が行う。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、人づくり課において行う。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 32 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年規則第 16 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 6 可児市男女共同参画推進審議会 名簿

(敬称略・50音順)

氏名	所属団体等	備考
大池 かおり	弁護士	
荻野 淑	可児市民生児童委員連絡協議会	
片桐 妙子	NPO法人「手をつなぐ女たちの会」代表	
加藤 全人	可児市PTA連合会（東可児中学校PTA会長）	
金子 修	市民委員（公募委員）	副会長
小池 準之典	商工会議所 副会頭	
高橋 知久	可児市自治連絡協議会	
玉置 良子	P <sup>3</sup> （ピーキューブ）可児（市民団体）	
中島 美幸	愛知淑徳大学 講師 元可児市男女共同参画推進条例策定委員会 委員長	会長
道田 智子	市民委員（公募委員）	
矢島 祐史	可児市小中学校校長会代表（西可児中学校長）	
山田 博司	可児市人権擁護委員	

## 7 策定の経過

年月	内容
平成 25 年 4 月 26 日	第 1 回可児市男女共同参画推進審議会 ・可児市男女共同参画プラン 2018 中間見直し諮問 ・「可児市男女共同参画プラン 2018」中間見直しについて ・DV対策基本計画について
5 月から 7 月	・男女共同参画に関する市民意識調査 ・男女共同参画に関する事業所調査 ・男女共同参画に関する職員意識調査
6 月 13 日	男女共同参画推進会議幹事会
6 月 26 日	第 2 回可児市男女共同参画推進審議会 ・「可児市男女共同参画プラン 2018」推進状況報告について（平成 21～24 年度まとめ）
8 月 23 日	女性市民委員候補者による意見交換会
8 月 29 日	第 3 回可児市男女共同参画推進審議会 ・現状と課題について ・中間見直しプランの概要について ・プランの体系について
9 月 19 日・24 日	担当課（専門部会）ヒアリング
10 月 4 日	第 4 回可児市男女共同参画推進審議会 ・男女共同参画プラン 2018 中間見直し（案）について
10 月 21 日	男女共同参画推進会議幹事会
11 月 6 日	男女共同参画推進会議
11 月 11 日	第 5 回可児市男女共同参画推進審議会 ・男女共同参画プラン 2018 中間見直し（案）について
11 月 19 日	男女共同参画推進会議
平成 25 年 12 月 16 日から 平成 26 年 1 月 10 日	パブリック・コメントの実施
2 月 5 日	第 6 回可児市男女共同参画推進審議会 ・パブリックコメント実施結果について ・「可児市男女共同参画プラン 2018」後期計画（案）について
2 月 18 日	可児市男女共同参画プラン 2018 後期計画市長へ答申

## 8 男女共同参画に関する国内外の動き（年表）

年	世界	日本	岐阜県	可児市
昭和 54 (1979)	・「女子差別撤廃条約」採択			
昭和 60 (1985)		・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准		
平成 5 (1993)	・第 48 回国連総会にて、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択			
平成 6 (1994)		・総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」設置		
平成 7 (1995)	・第 4 回世界女性会議（北京）にて、「北京宣言」及び「行動綱領」採択			
平成 8 (1996)		・「男女共同参画 2000 年プラン」策定		
平成 9 (1997)		・「男女雇用機会均等法」一部改正		
平成 10 (1998)				・「可児市男女平等社会の推進に関する市民意識調査」実施
平成 11 (1999)	・ ESCAP ハイレベル政府会議（バンコク）開催	・「男女共同参画社会基本法」施行	・「ぎふ男女共同参画プラン」策定	・「可児市男女共同参画推進会議」設置 ・「可児市男女共同参画懇話会」設置
平成 12 (2000)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」（ニューヨーク）開催、「政治宣言」及び「成果文書」採択	・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー規制法」施行		・「可児市男女共同参画プラン策定委員会」設置
平成 13 (2001)		・「DV防止法」施行		・「可児市男女共同参画プラン 2010」策定
平成 15 (2003)		・「次世代育成支援対策推進法」施行	・「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」施行	・「男女共同参画サロン」開設
平成 16 (2004)		・「DV防止法」一部改正	・「男女共同参画計画」策定	
平成 17 (2005)	・国連婦人の地位委員会「北京+10」（ニューヨーク）開催	・「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定		・「可児市男女共同参画推進条例策定委員会」設置
平成 18 (2006)		・「男女雇用機会均等法」一部改正	・「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	

年	世界	日本	岐阜県	可児市
平成 19 (2007) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「DV防止法」一部改正</li> <li>・「男女雇用機会均等対策基本方針」策定</li> <li>・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例」施行</li> <li>・「可児市男女共同参画推進審議会」設置</li> <li>・「可児市男女共同参画に関する市民意識調査」実施</li> </ul>
平成 20 (2008) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「改正DV防止法」施行</li> <li>・「女性の参画加速プログラム」決定</li> </ul>		
平成 21 (2009) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 53 回国連婦人の地位委員会にて「女性、女兒と HIV/AIDS」など採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「岐阜県男女共同参画計画（第2次）」策定</li> <li>・「DV防止基本計画（第2次）」策定</li> </ul>	「可児市男女共同参画プラン 2018」策定
平成 22 (2010) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改正</li> <li>・「男女共同参画基本計画（第3次）」策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「可児市女子と男子に関するアンケート調査」実施</li> </ul>
平成 23 (2011) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」発足</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「可児市男女共同参画意識啓発副読本」作成</li> <li>・女性市民委員候補者登録制度開始</li> </ul>
平成 24 (2012) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 56 回国連婦人の地位委員会にて「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定</li> </ul>		
平成 25 (2013) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言</li> <li>・「ストーカー規制法改正法」施行</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「可児市男女共同参画に関する市民意識調査実施</li> <li>・「可児市男女共同参画に関する事業所調査」実施</li> <li>・「可児市男女共同参画に関する職員意識調査」実施</li> </ul>
平成 26 (2014) 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「改正DV防止法一部改正法」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「岐阜県男女共同参画計画（第3次）」策定</li> <li>・「DV防止基本計画（第3次）」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「可児市男女共同参画プラン 2018」後期計画策定</li> </ul>

可児市男女共同参画プラン2018 後期計画  
“だれもが輝く男女共同参画のまち・可児”をめざして

平成26年3月

発行：可児市 市民部 人づくり課

住所：〒509-0292

岐阜県可児市広見一丁目1番地

TEL：(0574)62-1111

FAX：(0574)62-4248

E-mail: hitozukuri@city.kani.lg.jp

